

「俺の女になれよ」——アルザス帝国都市の魔女裁判に見る婚姻と性——

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-03-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 牟田, 和男 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24511">https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24511</a>

論文

# 「俺の女になれよ」

## —— アルザス帝国都市の魔女裁判に見る婚姻と性 ——

牟田和男

- 1 はじめに
- 2 自白の物語
  - 2-1 出会い
  - 2-2 肉の交わりと婚約
  - 2-3 「結婚式」
  - 2-4 暴君
- 3 淫蕩と姦通
- 4 「魔女、売女！」
- 5 手工業者の生活倫理と宗教
- 6 子を誘惑する母
- 7 売春と仲介者
- 8 コルマール
  - 8-1 コルマールの魔女迫害
  - 8-2 都市統治体制
  - 8-3 17世紀のコルマール
  - 8-4 路地裏の噂と名誉
  - 8-5 最後の魔女裁判
  - 8-6 その後
- 9 おわりに

### 1. はじめに

魔女のイメージには性的な匂いがつきまとう。初期の悪魔学文献で既に夢魔、愛の魔術、生殖不能などが論じられており、悪魔学が展開していく中で魔女は悪魔の情婦としてイメージされてくる。特に女性はその抑え難い性欲や好奇心から悪魔と性的乱行の限りを尽くして神の定めた婚姻秩序を崩壊させるものだといった『魔女への鉄槌』に代表される言説は魔女イメージ一般を色濃く規定してきた。加えてエロティックな図像表現もまたこうした魔女像形成に大きな役割を果たしてきたと言えるだろう<sup>(1)</sup>。ところで我々は悪魔学に

---

<sup>(1)</sup> Charles Zika, *The Appearance of Witchcraft: Print and visual culture in Sixteenth-Century Europe*, London 2009; 黒川正剛「表象としての魔女—図像と生成されるリアリティ」思想 1125 (2018年) 6-29頁。

おける思考の伝統が実際の裁判にもそのまま反映されている筈だと漠然と仮定してこなかっただろうか<sup>(2)</sup>。魔女迫害現象における性的要素について日本では従来知識人の想像の世界の分析に重きが置かれ、それが実際の魔女迫害の現場でどのような現われ方をしているかについては解明が進んでいない。魔女が性的規範から逸脱しているとすればどのように逸脱しているのか、本稿はアルザス十都市同盟の帝国都市の魔女迫害に即しながら、性的規範の枠組みをなす婚姻との関係でこの問題を扱おうとするものである。

さてアルザス地方の帝国都市における魔女迫害の特徴として筆者はこれまでに次のことを論じておいた。帝国都市の魔女迫害は基本的には都市司法当局の内発的な動機によるというよりは住民の不満を鎮めるための当局の応答という傾向を持つこと、住民からの告発は個別的な害悪魔術嫌疑によるものが多く、「魔女」裁判の筋立てに沿うために当局は悪魔学から借りてきた枠組みを利用したこと、本来的に都市当局の関心は都市内平和の維持のための傷害・殺人事件の解決にあり、したがって悪魔学の枠組内の諸要素のうち、魂の罪の方は脇に置いて世俗的な害悪魔術を中心に据えたことである<sup>(3)</sup>。しかしそれでも「魔女裁判」であるからにはそこには他の刑事事件と区別される特有の論理が存在する。目の前の被告が魔女であると裁判官自らが納得する論理とはもちろん悪魔学の図式が適用可能であることだが、それだけでなく現実の社会生活と何らかの対応関係があり、被告の罪が感覚的に理解できるものでなければならない。都市の裁判官は基本的に思想犯罪を裁いているわけではなく、実際に被害のあった刑事事件を扱っているからだ。但し現実の社会生活と言ってもそれは多くの被告が属する「民衆の生活」そのものと言うより、司法官の目に映った彼らの性生活、婚姻生活であり、さらには自分たちの生活について自分たちが抱くイメージだったかもしれない。

以下ではこうした予想を立てながら論を進めていくが、被告と司法官とのやり取りの中で共通の物語が形作られてくるとすれば、それはお互いがお互いをまた自らを想像し合う関係でもあろう。この点でリンドル・ローパーの仕事は相変わらず大きな示唆を与えてくれる<sup>(4)</sup>。アウグスブルクの魔女裁判記録を婚姻裁判所や風紀取締の記録と付き合わせて、

<sup>(2)</sup> Helga Pregelbauer, *Irreale Sexualitäten: Zur Geschichte von Sexualität, Körper und Gender in der europäischen Hexenverfolgung*, Wien 2009, S. 27-51.; Helmut Brackert, *Zur Sexualisierung des Hexenmusters in der Frühen Neuzeit*, in: Hans-Jürgen Bachorski (Hrsg.), *Ordnung und Lust: Bilder von Liebe, Ehe und Sexualität in Spätmittelalter und früher Neuzeit*, Trier 1991, S. 337-358. などの問題提起を参照。

<sup>(3)</sup> 拙稿「魔女観念と都市の司法—近世アルザス帝国都市の魔女裁判から—」ヨーロッパ文化史研究 18号 (2017), 97-123頁。

<sup>(4)</sup> Lyndal Roper, *Oedipus and the Devil: Witchcraft, Sexuality and Religion in early modern Europe*, London and New York, 1994; Id. *Witch Craze: Terror and Fantasy in Baroque Germany*, New Haven and London 2004. ローパーは言語と身体との関係についてのジュディス・パトラーの議論等をも踏まえて精神分析の適用可能性を論じているが、その方法論についてはまた稿を改めて検討したい。ローパーの

自白の中に見える魔女と悪魔、さらには魔女と裁判官との心理学的関係を描き出したローパーの研究に触発されながらも、ここでは彼女が扱ったアウグスブルクやマルヒタールとはまた違った社会状況のアルザス帝国都市、特にコルマールの魔女裁判の微視的分析を試みてみたい。

順序としてまずは十都市同盟諸都市の魔女裁判の被告の自白の一般的筋立てを概観した上で、名誉毀損訴訟と魔女裁判に見られる性的な言葉の特徴に触れ、当時の社会規範との関連で具体的一事例を紹介する。後半はコルマールで起こった最後の魔女裁判を三十年戦争後の都市社会の状況と重ね合わせて分析してアルザス帝国都市の特徴の一端を紹介する。

なお、男性の魔女（魔男）も当然問題にすべきだろうが、以下では除外して女性の被告に限りたい<sup>(5)</sup>。その理由は一つには少なくともアルザスにおいては女性が被告になる事例が圧倒的に多いことである。裁く側が常に男性に固定されていたことを考え合わせると、分業その他により生活状況が大きく異なる男性と女性という当時のジェンダー分割線に従い、ひとまずはその一方を取り上げて主題化することには意味があると思われるからである。

男性を除外するもう一つの理由は、魔男の性的要素では特に同性愛と動物姦が問題にされることが多いという事情が挙げられる。女性の場合にはこの罪が裁判で問題になることはまずない。もちろん史料上のこの偏差自体、ジェンダーを巡る当時の観念を色濃く映し出しているだろう。ただこのテーマについてはまた別稿で独自の検討を必要とすると考えられるからである。

## 2 自白の物語

まずは自白調書の一般的な順序はどうなっているかを確認しておきたい<sup>(6)</sup>。総じて幾つ

---

方法の実証性に対する批判としては Maryse Simon, *Les affaires de sorcellerie dans le Val de Lièpvre (XVIe et XVIIe siècles)*, Bar-le-Duc 2006, p. 303.

<sup>(5)</sup> 犠牲者におけるジェンダー不均衡とフェミニズムによる解釈、そしてその問題性と生かすべき点についてはさしあたり Alison Rowlands, *Witchcraft and Gender in Early Modern Europe*, in: Brian P. Levack (ed.), *The Oxford Handbook of Witchcraft in Early Modern Europe and Colonial America*, Oxford 2013, pp. 449-467.

<sup>(6)</sup> ここで言う自白調書とは魔女事件の審理の最終段階で被告が語った記録である。尋問は本来問いと答えという相互対話の構造になっている筈であるが、尋問調書を清書して尋問に立ち会っていない司法官に朗読するための自白調書は被告の一人称の独白形式で語られる。したがってほとんどの場合実際の尋問の順序は分からないが、自白調書から市当局が何を重視していたのかを透かして見ることができる。

かの特徴が目立つ。まずは愛の魔術が登場しないことである。特定の相手を自分に惹きつけるための魔術的な手段、また逆に夫婦仲を裂くための否定的な愛の魔術はイタリアやイベリア半島ほどではないにせよ、アルザスでもしばしば見られるものである<sup>(7)</sup>。さらにこれに関連するが男性の性的能力を奪うという魔術も自白調書の中では滅多に語られることがない。これは特に悪魔学の著作、特に『魔女への鉄槌』では詳述されている魔術であるだけに、魔女裁判が悪魔学的イメージの枠組みに沿って行なわれていたとすれば奇妙なことである<sup>(8)</sup>。ともあれまずは自白調書に見られる一般的な構造から確認しておきたい。

## 2-1 出会い

多くの自白調書ではまず冒頭に悪魔との出会いが語られる。記述が簡略化されていて何の前触れもなしにいきなりどこそで出会ったというものも多いが、悪魔が現れる前に被告の生活状況に一言触れているものも多い。その多くは生活の困窮や夫との不和がテーマになっている。悪魔は最初からおぞましい怪物の姿で現われることはまずないと言っている。悪魔はほとんどの場合人間の男の姿をして現われる。夫の姿で現われることも多いし、でなければ若い職人や農民風の資格好のこともある。つまり女には夫か婚約者、愛人がいるという前提で、その姿をして現われる。女はそれが本当に自分が親しい者だと思いつものである。そうではなく見知らぬ者として現われる場合、多くは身分の高い者の服装、特に黒い服に羽飾りをまとっている。多くの場合悪魔が登場するにはそれなりの背景事情があって、簡単な説明が記されている。幼い子供を抱えての経済的な困窮、夫との諍い、家族を顧みない夫などが代表的なものである。いずれも女は沈んで悲しい気持ちになっており、そこへ現われて優しく慰めるのである。背景説明がない偶然の出会いの場合、例えば用事で道を歩いていると「どこへ行くのか」と声をかけられるところから始まる。いずれも人間の男女が出会って言い寄られるありふれた場面である。ミュンスター（グレゴリオ溪谷）のアンナ・ナイトリンクは夫に虐待されて納屋に逃げ込んだ時に悪魔が現われている<sup>(9)</sup>。ズルツェルン村のメルク・ドーザーの夫は4人の子を残して彼女を捨てて行ってしまった。悲嘆にくれる彼女に悪魔は近づき、どうしたんだ、金をあげよう、「俺の女にな

<sup>(7)</sup> Rodolph Reuss, *La sorcellerie au seizième et au dix-septième siècle particulièrement en Alsace. D'après des documents en partie inédits*, Paris 1871, p. 68-71.; Balthasar Schnurr, *Vollständiges und schon aller Orten bekanntes Kunst-, Hauß und Wunder-Buch*, Frankfurt a. M. 1690, S. 916-918.

<sup>(8)</sup> 後述するようにコルマルでは一つだけ男性の性的能力を奪ったとされる1568年の事例がある。ただ調書が残されていないため、実際の内容は不明である。AMC, FF 346, S. 252.

<sup>(9)</sup> AMM, FF 4, S. 73.

れよ (seines willens zu sein begehrt)」と言って情交したのである<sup>(10)</sup>。テュルクハイムのオッティリア・ブレッシュの前に悪魔が現われたのは宿屋で酔い潰れている夫を迎えに行く道中だった<sup>(11)</sup>。

## 2-2 肉の交わりと婚約

魔女になる女は生活上の不安を抱えて心理的に落ち込んでいることが多い。その際に悪魔が忍び込み、ひどい夫のために辛い思いをしているなら俺が解決してやろうと慰め、夫よりもいい男と一緒にいる気はないかと言い寄るのである。悪魔は繰り返して訪れ、女は悪魔が来る度に肉体関係を持つが、筆者が調査した限りでアルザス帝国都市の調書では情交の記述は極めて淡白であり、愛撫の具体的描写などはほとんどない。情感を込めた関係も見取れない<sup>(12)</sup>。唯一頻繁に記述されるのは「不自然で」「冷たかった」というものである。特にシュレットシュタットの集中迫害期の調書には多く現われる。マグダレーナ・ボニス悪魔との性交を「木のように」冷たく感じた<sup>(13)</sup>、またハンス・シュベックの12歳の娘は「冷たいものを腹の中に入れてきた。出すときも痛かった<sup>(14)</sup>」と供述している。いずれにせよ悪魔との性交は氷のように冷たいという不快感ではすべて一致している<sup>(15)</sup>。肉体を持たない霊としての悪魔と性交しても何らの温かみを感じないというのは悪魔学の図式に沿っている。悪魔は自分自身の精液を持たないからだ。ただアルザス帝国都市のそれ以上の特徴としては、そうした冷たさや不自然さについての記述さえない場合が全体の半数近くを占めていることである。もちろん記録の残り方の問題かもしれないが、悪魔との性交渉という悪魔学的テーマはもちろん、被告が性体験をどう感じたかということにも司法当局はさほどの関心を示していなかったと言えるのではないか。

むしろ全体的にテーマになっているのは官能的な性愛そのものよりも結婚である。テュルクハイムのカタリーナ・ブラーディンは悪魔が化けた葡萄栽培奉公人から言い寄られて一度はこれを拒絶したが、一緒に教会に行こう、つまり結婚しようと約束されて体を許し

<sup>(10)</sup> ADHR, 1E 76/11. ズルツェルンは帝国都市ミュンスター（グレゴリオ溪谷）の統括下にあった村である。

<sup>(11)</sup> ADHR, 1E 72/5, fol. 60r-60v.

<sup>(12)</sup> 帝国都市以外のアルザスのすべての自白調書にこうした淡白さが共通に見られるわけでないことは、例えば Simon, p. 314.

<sup>(13)</sup> AMS, FF 37, fol. 8v.

<sup>(14)</sup> AMS, FF 37, fol. 67r. „ein kalt ding in bauch gestoßen, wie ers wider herauß gezogen, gar wehe gethan“.

<sup>(15)</sup> 悪魔との性交が冷たく不快感を伴うという点ではアルザス地方に限らずおそらく多くの自白調書が一致しているであろう。この点と女性の飽くなき性欲が魔女への道であるという『魔女への鉄槌』などに見られる見解との矛盾については、Pregebauer, S. 163-176.

ている<sup>(16)</sup>。ズルツェルン村で1596年に逮捕されたクニゴルト・フーギンは夫に虐待され豚小屋に逃げ込んだ時、悪魔が現われて何をそんなに悲しんでいるのかと問いかけた。彼女が夫に追い出されたと答えると、悪魔は自分をもっといい夫になってあげようと言いつけてきた。彼女が「私にはいい夫がいます」と答えると悪魔は消え去った<sup>(17)</sup>。婚約の印の贈り物として悪魔は金をくれる。あるいはセックスを金で買ったのか。もちろんそれは枯葉だったり糞だったり偽物である。女はその性行為が不自然で冷たく感じることから、相手は何かしら人間でない存在だと知るが、イエスの名を呼ぶと消え去ってしまう。しかし不実な婚約者はその後もつきまとい二度、三度と現われる。一度肉体関係を結んでしまうともう逃げられないのである。

### 2-3 「結婚式」

アルザス地方だけでなくライン川右岸地域も含めて上部ライン川流域の魔女の集会は「結婚式 (Hochzeit)」の名で呼ばれる。稀に Hexenkonvent などとも呼ばれることがあり、そもそも名詞で呼ばれないものも多いから、正確には魔女の集会と言えば結婚式のために集まるものを代表的に呼んだ言葉だと言える。結婚式と言っても厳かな儀式があるわけではなく、ただのどんちゃん騒ぎである。しかもその祝宴の描写もたいていはほとんどないことが多く、あるとすればハーゲナウやシュレットシュタットなどの集中迫害期に見られる特徴と言える。食べ物もたいてい持ち寄りで、塩とパンがないのはお定まりのキリスト教のパロディーであるが、なぜか酒は大抵の場合ふんだんにある。それも誰かが用意してきたりどこかの酒蔵から盗んできたりする。誰が調理をして誰が酒を準備してといった役割分担があり、現実社会での序列がここでもそのまま反映されている。身分の高い者は中心に座りダンスもするがそうでない者は部屋の中に入れてさえもらえないこともある。楽師のバグパイプもあつたりして農民の結婚式にも似た情景が展開する。悪魔を中心にした礼拝や接吻の儀式といった闇の帝国を思わせる記述はまったくない。多くの情魔と愛を交わすことは稀で概して結婚した一人だけに付き従うことになる<sup>(18)</sup>。

婚約の際もそうであるが、悪魔との「契約」の特徴は強調されない。神学的には背教を

<sup>(16)</sup> ADHR, 1E 72/5, fol. 54r.

<sup>(17)</sup> „sie gesagt, hab ein gueten man“ AMM, FF 4, S. 93.

<sup>(18)</sup> アルザスだけの特色なのか、帝国都市にはある程度共通した傾向なのかは今後の調査を待たねばならない。シュヴァーベン地方のフルステンベルク伯領では自分の愛人魔女が他の情魔と同じ食卓についたり甘い言葉を交わしあつたりすると、嫉妬に狂って互いに喧嘩までする悪魔たちの話が出てくる。FFAD, Criminalia, Amt Löffingen, Vrgicht vnnd Bekandtnus Mariæ Diemerin Scherer Jacoben Tochter von Löffingen den 10. 10bris 1635.

意味する悪魔との契約は中心テーマになって然るべきである。しかし神と聖三位一体を否定するという記述はほぼ必ずあるが、多くの自白調書では神の否認についても「否認した」程度の記述しかない。聖餅の冒涇といった神への侮辱行為の記述も少ない。契約書はもちろんのこと悪魔がつける印についても記述はほとんど皆無に近い。そもそも被告の多くは自分の名前すら書けないわけで、契約の法的形式についてはあまり馴染みがなかったであろう。これは「結婚式」の際にも性行為の際にも同様である。帝国都市の司法当局もこの点については特に関心を示してはいない。

## 2-4 暴君

一度肉体関係を結んでしまえば悪魔は女を暴力的に支配するようになり、人や家畜に害悪魔術を行使するように命令する。ここで魔術的な能力は悪魔が与える粉や軟膏や棒といった可視的な手段に凝縮されていることに注意されたい。害悪魔術の効果を説明するために都市の司法官はこれら感覚的に理解できる物的手段を必要としていた。魔女はこれらの手段がなければただの人間の女である。この点が民間の証言に出てくる魔女とは決定的に違っている点だろう。ところで何のために害悪魔術を行使するのだろうか。隣人への恨みなど魔女の個人的利害に関わるものはもちろんあるが、それほど多くはない。邪魔な夫に仕返しして消してしまうというのももちろんある。しかしこの場合も悪魔がそれを提案している。多くの害悪魔術は何の背景説明もなしに悪魔が命じるのである。女の側にはそれを行使する何らの理由もない。もちろん自白調書に明記されないだけで実は相手とのトラブルが背景にあり、それは被告にも尋問者にも了解済みの事情だからかもしれない。だが害悪魔術のための道具や材料を彼女はしばしば捨ててしまったり、代わりに自分の豚を殺したりする。つまり彼女はそんな理不尽なことはやりたくないのだ。少なくとも自分はそんな悪人ではないということを司法官の前で示そうとしている。この不従順な態度に悪魔は殴打で応えるのである。

## 3 淫蕩と姦通

非常にしばしば魔女には Hurerei (「淫蕩」または「淫売」) という特徴が随伴する。これは特に金銭と引き換えに肉体関係を結ぶことを意味するが、史料上の実際の使われ方は特定の相手との婚姻外性関係を表わす「姦淫 (Unzucht)」と区別されない場合も多く、Hurerei と Unzucht の意味用法はかなり流動的だと言える。法学上は姦淫 (stuprum) と不



貞 (adulterium) は区別されており、例えば寡婦が使用人と情交した場合、或いは男が結婚の約束をして娘と性交しながらその約束を反故にした場合は姦淫であり、夫婦のどちらかが配偶者以外と通じた場合は不貞となる<sup>(19)</sup>。しかしドイツ語で書かれた魔女裁判の自白調書ではこの区別も曖昧で、姦淫ないし姦通を表わす *Unzucht* という言葉の多くは被告の独身時代の出来事として記録されているが、既婚女性の婚姻外性関係も *Unzucht* として記されることがある。また特に悪魔との情交が *Unzucht* という言葉で表されている例が非常に多い。本来不貞を表わす *Ehebruch* という表現も出てくるが少ない上に悪魔との関係では用いられない。

中世後期から現われた *Hurerei* という言葉は元々婚姻外の性関係を広く指していた。宗教改革時代にはしかしこの言葉は聖なるものの墮落、俗化という意味を込めて論争的に使われるようになる。ローマ教会を「淫売宿 (*Hurenhaus*)」だとしたルターはこの言葉を売春宿の隠喩で教会の墮落を批判するために使っている<sup>(20)</sup>。本来売春宿は性的無秩序というより大きな悪を防ぐための小さな必要悪だという見解がアウグスティヌス以来の伝統をなしていた。聖なる教会はそうした俗なる世界から切り離されているべきだ。ところが実際には金銭欲と性欲が教会を覆って俗化させている。金銭と性がここで売春宿のイメージで結びつくのである。アルザス帝国都市の魔女裁判ではしばしば魔女罪と並んで *Hurerei* が併記されるが、確認のために読み上げられる調書あるいは最終判決文の上ではまず冒頭に被告の悪しき生活態度を示すものとして記されることが多く、被告が魔女であることを了解させる伏線としての機能を持っている。ただ魔女は定義上悪魔との情交をなすから淫蕩な生活を送る者になりやすいという理解はあっただろうが、両者が必ず一致するものではない。さらに当事者の意識と司法当局の定義の不一致という問題がある。娼館に所属して市当局の間接的な監督を受ける娼婦とは別に闇で営業する者もいたし、また当局に売春容疑で摘発された女性の多くはせいぜい一時的に売春を行なったに過ぎず、しかも当人は売春という意識がなかったことが指摘されている<sup>(21)</sup>。シュレットシュタットのヴァルプルガ・ヘンスリンは7年前に夫を亡くし、子供を抱えて生活に困窮していた。子供のために

<sup>(19)</sup> Elisabeth Koch, *Die Frau im Recht der Frühen Neuzeit : Juristische Lehren und Begründungen*, in : Ute Gerhard (hg.), *Frauen in der Geschichte des Rechts : Von der Frühen Neuzeit bis zur Gegenwart*, München 1997, S. 73-93 (hier S. 85, 88-89).

<sup>(20)</sup> B. Schuster, S. 354-356.

<sup>(21)</sup> Peter Schuster, *Das Frauenhaus : Städtische Bordelle in Deutschland 1350 bis 1600*, Paderborn, München, Wien, Zürich 1992, S. 20-21; 女性が生活のため時折売春することは同時代人にも理解されており、必ずしも常に本人の全体的不名誉と結び付けられたわけでも魔女嫌疑と直結したわけでもないことは、Jonathan Durrant, *Witchcraft, Gender and Society in Early Modern Germany*, Leiden and Boston 2007, pp. 168-175.

ザンクト・ピルトまで物乞いに行く途中、庶民的な格好をした悪魔に出くわした。悪魔は優しく声をかけて慰めてくれた。今晚うちに行っていいか、お金をあげるからもうこれまでのように心配することはないと言われたので彼を待ち受けた。彼が来て「やらせろよ (seines willens zu thun begert)」と要求するので、お金をベッドに置いてくれたらそうすると言って悪魔を受け入れた。お金は6バツツェンでそれで翌日パンを買うことができた<sup>(22)</sup>。ここで悪魔は珍しく本物の金をくれている。不名誉な売春と言えば売春とも言えるが、仮にこの自白に実体験の幾分かが溶け込んでいるとしたら、本人の意識としてはどうであろうか。この例はもちろん魔女裁判の尋問調書、つまり被告と司法官が想像で合作した供述ではあるが、ここで悪魔を非現実的な空想の産物だと決めてかからない方がいい。魔女裁判の自白には被告の実際の体験が想像と融合して表現されているかもしれないからである<sup>(23)</sup>。

拷問で最初のうち魔女犯罪については否定するが、淫蕩や姦淫については認めるという事例も多い。通常特に17世紀の風紀犯罪は晒しによる名誉刑が多く、重くても追放か笞打ちであり、火刑となりキリスト教共同体からの追放を意味する魔女犯罪とはその重みが違う。多くは拷問の中で妥協点を探ろうとする被告の絶望的な生存戦略であっただろう。

総じて非常に緩やかで重なる部分も多いが Hurerei が金銭を媒介にした性関係、Unzucht が特定の相手との婚姻外性関係と理解して大過ないだろう。

#### 4 「魔女，売女！」

Hurerei や Unzucht と違って「魔女，売女！」(Hex und hur) という言葉は司法当局が作成した調書中ではなく、住民の間の罵り文句として登場する。「魔女」と「売女」とは非常にしばしば住民相互の喧嘩中傷の中で一まとまりの決まった言い方として相手に投げつけられる。男性への罵り言葉としてこれに対応するのが「盗人，ペテン師！」(Dieb und schelm) である。これもひとまとまりの定型表現として頻出する。「売女」は男性から女性へだけでなく、女性同士の喧嘩の中にもよく現われる。Hurerei よりもはるかに古くから使われていたこの Hure という言葉も結婚前に処女を失った娘、貞操を守らない妻なども含めて、支配的規範から外れた婚姻外性関係を広く指していた。特に喧嘩の中で使われる場合、この罵り言葉は不名誉職業集団としての娼婦のレッテルを貼ることで相手

<sup>(22)</sup> AMS, FF 37, fol. 69r.

<sup>(23)</sup> シモンは悪魔の強姦と被告のおそらくは現実の強姦被害が融合した例を紹介している。Simon, p. 315.

の名誉を傷つけるものであり、名誉毀損訴訟の原因になり得た。しかし多くの場合、「売女」にはそれほど深い意味はなく、実際の相互了解のレベルでは Hure は金銭を受け取って生業にしている娼婦というよりは「誰とでも寝る女」せいぜい「姦通女」ぐらいの蔑み言葉である。「魔女」にしても同様で、この表現が使われたからといって必ずしも本格的な魔女告発とつながっているわけではない。シュレットシュタットのバルバラ・ヴルツェルは隣人の女性と凄まじい喧嘩が絶えず、相手に言われた「魔女、売女！」の罵り言葉に対して名誉毀損訴訟を起しているが、いずれにせよ彼女は魔女裁判の犠牲者にはなっていない<sup>(24)</sup>。アンナ・メーアリンは同じように喧嘩の中で相手と互いに「魔女、売女！」の罵りを繰り返している。彼女は魔女として処刑されているが、名誉毀損訴訟の10年以上後のことである。しかもその際悪魔との関係以外には淫売も姦淫も問題になっていない<sup>(25)</sup>。

## 5 手工業者の生活倫理と宗教

女性の売春について近世ドイツ各地の都市条令と手工業者規約を分析したベアーテ・シュスターは宗教改革以前から都市当局が家族を共同体の基礎に据えていたことを析出している。その場合の家族とは手工業者家族をモデルとしたものであり、定住して親方の家父長的支配の下で一家を営む生活共同体であり経営体でもあるそうした生活単位を維持することが重要だった<sup>(26)</sup>。こうした堅実な生活を誇り、非定住、不安定な収入の下層民と自らを区別すること、これが手工業者の名誉の源泉でもある。手工業技能の細分化と並行してツンフトは加入条件が厳しくなる。職人が親方になるまでの期間は遍歴期間でもあるが、定住して自らの家族を持つことのない職人には所帯持ちの親方に要求されるような体面維持の圧力は少ない。娼館に通うことも一応大目に見られていたのである。但し娼婦であれ素人女であれ、特定の女性と懇ろになった末共同生活をするとなると話は違ってくる。修行中の身でありながら所帯を持つことは下層民との区別の上に成り立っていた手工業者の名誉を揺るがすことになってしまう。支配的都市エリートは都市内の非定住民を秩序の攪乱要因とみなすと同時に、都市の安定的統治という観点からむしろ娼婦を都市住民として統合しようとする傾向があった。これに対し手工業者同業組合は職場であると同時に生活共同体でもあった親方の住居に見知らぬ女が出入りするのを極力規制して遠ざけようとし

<sup>(24)</sup> AMS, FF-Enquêtes (1626-1627), S. 516-542.

<sup>(25)</sup> AMS, FF-Enquêtes (1626-1627), S. 94-100, BB 83 (1629-1631), S. 168, FF-Enquêtes (1628-1634), S. 283-290, 294-298, FF 37, fol. 277v-282v.

<sup>(26)</sup> Beate Schuster, *Die freien Frauen: Dirnen und Frauenhäuser im 15. und 16. Jahrhundert*, Frankfurt/New York 1995, S. 206.

ていた<sup>(27)</sup>。

宗教改革は神の望む生活を世俗内の領域に移すことで婚姻を倫理化したと言われる。同時にプロテスタントは結婚の誓いを婚約から分離して確かなものにするために結婚に当事者だけでなく親兄弟の同意を求めるようになった<sup>(28)</sup>。カトリックは伝統的に当事者の意思のみによる結びつきを認めざるを得ないとしてきたが、トリエント公会議以降プロテスタントに対抗するかのように聖職者と証人の立ち会いの下での結婚という形式的要件を求めようになり、要するに共同体の中に社会制度としての婚姻を位置付けようとするようになった。

手工業者の生活倫理は既婚の主婦を女性のモデルとしていたが、プロテスタントは婚姻を一層性的に解釈するようになった。労働共同体としての家族という手工業者的観念は姦通が家の秩序に重大な影響を及ぼさない限りこれを重大問題とすることはなかったが、新しい宗教観では姦通は神への侮辱である<sup>(29)</sup>。

宗教改革直後から著述家の議論においても結婚と良き主婦という主題が多く取り上げられるようになった。そして結婚プロパガンダとでも言うべき現象が起きるのである。人は結婚すべきである。独身でいることは欲情を無軌道なままに放置して神が望まぬ罪を重ねることになる<sup>(30)</sup>。

プロテスタントによる結婚生活の奨励は婚姻外性交渉への厳格な拒否と同時並行しており、男性にも厳しい目が注がれるようになった。仮に女性はその時々々の情に流されて不安定で情欲を抑えきれないとしても、男性は理性的で自己コントロールができるわけだから、成人の男性こそ禁欲を守り理性的で敬虔な生活を送るべきではないかと考えられるようになる。良き主婦の反対の極にあるのは娼婦である。かつて必要悪として認められていた娼館の存在は非難の対象になり宗教改革後の都市ではアルザス周辺でもシュトラスブルク(1540)、バーゼル(1534)など次々と閉鎖に追い込まれた。娼館は神が許した商売ではなく、重大な罪に値する。もし娼館が認められるならば、夫のいない年配の女性のために少年が春を売る売春宿があってもいいではないか、なぜこちらが許されないのにあちらは許

<sup>(27)</sup> Ibid., S. 247-248, 337-338.

<sup>(28)</sup> Luise Schorn-Schütte, Wirkungen der Reformation auf die Rechtsstellung der Frau im Protestantismus, in: Ute Gerhard (Hrsg.), Frauen in der Geschichte des Rechts: Von der Frühen Neuzeit bis zur Gegenwart, München 1997, S. 94-104; 三成美保「宗教改革期におけるチューリヒ婚姻裁判所」阪大法学 152 (1989), 39-92 頁。

<sup>(29)</sup> Lyndal Roper, The Holy Household: Women and Morals in Reformation Augsburg, Oxford 1989, pp. 194-205.

<sup>(30)</sup> Pia Holenstein, Der Ehediskurs der Renaissance in Fischarts Geschichtsklitterung: Kritische Lektüre des fünften Kapitels, Bern/Frankfurt a. M./New York/Paris 1991, S. 253-256.

されるのか。ルター派の説教師メルヒオール・アムバッハは魔女迫害に抑制的態度で知られるヨハン・ブレンツの言葉を引いてこのように問うている<sup>(31)</sup>。

ところでプロテスタントの生活倫理は伝統的な手工業者の家族倫理とも表面上整合的であった。家族を保護してそれ以外の性的関係を排除するという点では一致していたからである。親方の結婚には厳しい条件を設け、「不名誉な」女及び彼女と結婚した男を排除しようとする圧力を強めたのである。B・シュスターはドイツ各地の都市のツunft規約について一般的にこうした傾向を指摘している。ツunftは将来の成員候補としての職人にも同様の生活を求めた。職人が集まる場によそ者の女が姿を見せることも禁じられている<sup>(32)</sup>。こうした生活規制は社会制度としての手工業者家族の名誉を維持するという意図から行なわれたものであり、さしあたりプロテスタント的生活倫理とは別個に以前から各地で進行していたものである。ツunft内部での階層分化により市政に参加できる親方とそうでない親方の格差が激しくなったにもかかわらず、むしろそれだからこそ中世的共同体意識は揺らぐことなく、手工業者は非定住民との差別化を意識して特に下層親方は保守的な仲間意識に固執することになった。そしてその核になる家族は神との関係で作られるものではなく、したがって性行動の内的抑制と不可分に対応するものではない。実際市外からの短期滞在者と職人には娼館を利用することが大目に見られていたのである。夫の姦淫は不名誉とはされていたが、それ自体は表沙汰の騒ぎになって家族の名誉を傷つければ幾分大目に見られていた。一方妻の姦淫は妻自身というより夫の監督責任が厳しく問われ、その名誉が問題になる。場合によっては家業の正当な後継者選びにも関わってくるからだ。

当時の家族経済の構造からして男女とも家庭に引き籠ることは不可能であり、家庭外の社交生活は不和と猜疑心のもとにもなった。男性で問題になるのは特に同輩との飲酒で、行き過ぎた飲酒により家長としての責任をなおざりにすることが問題とされた。女性では糸紡ぎ部屋での女性同士の社交が男性の想像心をかき立てた。ローパーが調査したアウグスブルク市参事会の家族像では女性に割り振られる役割に母という要素は希薄であり、女性は親の庇護監督を受ける娘か夫に付き従い家政を切り盛りする主婦かであるという。家族の秩序は同時に家父長的であり、妻と子供への監督責任を負う夫にはある程度の暴力も容認されてはいたが、行き過ぎは叱責の対象となった<sup>(33)</sup>。

<sup>(31)</sup> Melchior Ambach, Von Ehbruch und Hurerey wie ernstlich unnd strenge Gott dieselbige verpotten und alweg gestrafft ..., Frankfurt am Main 1543, H1v.

<sup>(32)</sup> B. Schuster, S. 332-341

<sup>(33)</sup> Roper, The Holy Household, pp. 185-194.

## 6 子を誘惑する母

さて先に悪魔との関係では結婚と結婚生活が解釈の一つの鍵ではないかという見通しを示しておいた。結婚生活の中で子供が生まれ、親子関係が成立する。魔女と出産との関連については早くから取り上げられており、嬰兒の高い死亡率と相まって産婆ないしはむしろ助産の手伝い女が疑われやすいという事情が指摘されてきた<sup>(34)</sup>。ところで生活のため、自分の娘あるいは自分の妻に売春させる親ないし夫がいたことに注意しておきたい。そうした親は売春した本人よりもはるかに重大な犯罪と見なされていた<sup>(35)</sup>。ここではそうした観点からシュレットシュタットの一事例に注目してみたい。

シュレットシュタットの町で1634年に処刑されたルツィア・オストリンガーの事例である。彼女は逮捕される前に奉公人のカタリーナ・フークを名誉毀損で訴えている。ルツィアが魔女だという中傷を広めたという理由であった。近所の職人が酔ってカタリーナにちょっかいを出した時、ルツィアは彼女をそばに来させてさっさと行った方がいいと言ったが、その時カタリーナの膝を掴んだ。その後膝の調子が悪いと訴えるカタリーナにルツィアは燻香粉を擦り込んだらいいと言ってそうしたら、腫れ上がってますますひどくなった。外科術師に相談すると、これは魔女の仕業だからやった当人に頼んで治してもらった方がいいと言われた。ルツィアがカタリーナに懇願されて彼女のベッドに手を置いて叩くと瞬く間に回復したが、これもカタリーナがルツィアに疑いをもった理由である<sup>(36)</sup>。他にもぶつぶつ悪口を言いながらスープを運んできたりするルツィアについてカタリーナは彼女が魔女で自分に危害を加えたと言って回り、近くを通る兵隊たちまでルツィアの自宅で罵声を浴びせるまでになった。これで彼女はカタリーナを相手取って名誉毀損訴訟を起こしたのである<sup>(37)</sup>。カタリーナは逆にルツィアを魔女の疑いで告発した。

名誉毀損訴訟における双方の申し立てではあくまでもカタリーナの足の悪化についての事情が語られるのみである。ルツィアがカタリーナに噂を広めたことをなじり、脅しの言葉を吐いたかと思うと、回復したカタリーナを実家に帰す際、妙に優しい言葉をかけて小遣いまでくれ、最後に「おやすみ、神様と聖人があんたに幸せと健康をくれるよ」などと

<sup>(34)</sup> Roper, *Oedipus*, pp. 199–225.

<sup>(35)</sup> Koch, S. 87–88.

<sup>(36)</sup> しかし結局カタリーナの足は完治しなかったようで、彼女はルツィアの処刑後、その遺児たちに母親の魔術による傷害の損害賠償として200グルデンを請求する訴えを起こしている。遺児たちはそんな大金は支払えないので、ルツィアの遺産相続分を自分たちと按分して受け取ったらどうかと提案している。参事会の決定はルツィアの遺産からまずは外科術師の治療代を支弁し、残りをカタリーナが受け取ることにするというものであった。AMS, BB 83 (1635–1637), S. 19–20.

<sup>(37)</sup> AMS, BB 83 (1631–1634), S. 664–669, 676–681.

言ったこと、これらをカタリーナはルツィアが魔女であることの証左と解釈している<sup>(38)</sup>。懇願しなければ足は悪化して黒くなり、切らなければならなくなっただろうと思っているのである。細かい部分で両者の言い分は食い違っているが、ともかくも両者の間の魔術嫌疑には性的な匂いは微塵もない。

刑事告発の直接の論点もまたありふれた個別的害悪魔術である。それもアルザス帝国都市で普通に見られるように、何かを塗ったり掴んだりといった物理的接触と毒薬が中心になっており、普通の人間の感覚を超えた魔女の超能力の余地は小さい。だが果たしてルツィアは何が理由でカタリーナに害悪魔術を加えたのか。その理由は、いや司法官による理由づけは逮捕されたルツィアが自白した調書の中に見ることができる。ルツィアの夫は既に死んでおり、彼女にはアンドレアスという一緒に暮らす息子がいた。そのアンドレアスは実はカタリーナと9ヶ月ほど前からいい仲になっていたのだ。二人が結婚するのを阻止するためにルツィアは夜カタリーナの膝に悪魔の軟膏を塗ったのである<sup>(39)</sup>。ルツィアの自白調書に沿ってもう少し見てみよう。

ルツィアは12年前に葡萄栽培の使用人と姦通を続けていた。そのうちに感づいた夫は内心怒り狂っていたが、夕食後使用人が就寝のため納屋の乾草置き場に行った後、刃物を出してきて彼女を追い回し、見つけられずに寝室に戻った。彼女はもう夫の部屋に入れなかった。すると使用人の姿をした悪霊が現れ、彼女に優しく話しかけて慰めた。二人は愛し合って寝た。性交に不自然な感覚を覚えた彼女がイエス様と言うとすぐ消えた。それで彼女は騙されたと気づき、悲しくなってしまった。翌日悪魔が本来の恐ろしい姿で現れて、昨日使用人の姿をした俺とやったのを覚えているかと言った。そして神とすべての聖人を否定するよう迫り、そうでないと細切れに引き裂いてやると脅したので、彼女は恐怖でついにそうしてしまった。3日目にまた悪魔が使用人の格好で現れたので、また寝るしかなかった。軟膏と棒を渡されて、人間と家畜をこれで害して殺せと言われたが、彼女はこれを竈で燃やした。そのため悪魔に殴られた。悪魔はルツィアとの結婚式を挙げることを要求したが、夫と奉公人が留守にする時まで待たねばならなかった。挙式をしたのは使用人との愛を交わしていた乾草置き場だった。轟音とともに招待客がやって来て食べ物持ち寄り皆で食卓を囲んだ。結婚式の席では作物や葡萄を台無しにする計画を話し合った。宴会とダンスが終わると招待客は大音響を立てて飛び去った。ルツィアと愛人悪魔だけがそこに残り、また情交した。悪魔に渡された棒で豚を叩いたら悪臭を放って死んだ。しかし

<sup>(38)</sup> „ich winsche dir ein guette nacht, vnßer h. gott geb dir viel glückh vnnndt gesundtheit etc.“ AMS BB 83 (1631-1634), S. 669.

<sup>(39)</sup> AMS, FF 37, fol. 268r-268v.

害悪魔術のための粉を水に投げ込んだのでまた悪魔に殴られた。隣人アンナ・マリア<sup>(40)</sup>の結婚式を大きな会堂でやった。ルツィアは豚を焼いてソーセージを持って行った。ルツィアは一時雇っていた奉公人の女に男を紹介してやろうと持ちかけたが、自分は既に親戚から男を紹介してもらっていると断られた。子供を殺すようにと悪魔から粉を渡されたが、代わりに物乞いに来た女にスープにして飲ませた。その後見かけないから死んだのだろう。そうでもしないと悪魔を納得させられないから。ルツィアは彼女を虐待した夫に薬草を飲ませて死なせたが、それも悪魔に唆されてのことだった。

他の害悪魔術や聖餅の悪用についても少しだけ触れられているが、その中身はほとんど付け足しで、むしろ悪魔に悪事を指示されたこと、やりたくはなかったが従わないと暴力を振われるので不承々々悪事をはたらいたことが記されている。悪魔との出会いのきっかけは夫の暴力であるが、そのそもその原因はむしろ彼女の不義密通に求められている。悪魔は愛人を装って悲しい思いをしている女に近づき、優しい言葉をかける、ところが一旦肉体関係を持ってしまうと暴力的に女を支配する。

ここまでなら数多ある魔女の物語とそう変わらない。ところがルツィアにはさらに邪悪な側面があったのだ。自白調書が続けよう。調書には息子アンドレアスの自白が途中から混じっている。

カタリーナを雇う前、夫がまだ活着ている時にルツィアの家にはマルガレータという奉公女がいた<sup>(41)</sup>。息子が奉公女のマルガレータと懇ろになっているのを3年にわたって見過ごしてきた。マルガレータは妊娠して二人は結婚したいという。ルツィアはそれを認めずマルガレータに飲み物を与え瀉血して中絶させようとした。しかし彼女は結局出産した。ルツィアは産婆も呼ばず、近所の女たちも呼ばず、子をすぐに取り上げてへその緒を切つて額を指で押しつぶし、樽に入れた。子供を見せてくれるようせがむマルガレータを押し留め、(二人の自白によると) アンドレアスを聖ヨハン教会のそばの小川のほとりに行かせて埋めさせた。

中絶強要と嬰兒殺しについてはアンドレアスとマルガレータの処遇に関する鑑定の中で詳しく触れられている。二人は教会に行つて結婚するつもりだったが、ルツィアは猛反対して様々な中絶方法を指示している。ユダヤ人の医者も訪ねさせた。煎じたポプラの幹の皮はあまりのひどい味なので砂糖を入れて無理やり飲ませ、そのためマルガレータは鼻血が出て白目をむいた。さらにルツィアは彼女の顔を血だらけになるまで殴りつけた。出産

<sup>(40)</sup> 1631年に処刑されている。AMS, FF 37, fol. 241v-247r.

<sup>(41)</sup> ルツィアの夫ヤーコブは1632年に死んでいる。Tharsice Niedhammerの未公刊資料 *Sorcellerie 1629-1642 extraits de FF 37 Fascicule unique* (2000) による。



直後の子を殺してルツィアはマルガレータに死産だったと言って納得させようとした。アンドレアスの父は結婚に賛成してくれており、死産の知らせを息子から聞いた時は泣いている<sup>(42)</sup>。

嬰兒殺しの大罪はもちろん死に値するが、ここでルツィアはさらに伝統的な家の秩序をも転覆している。本来夫に付き従って家政を切り盛りする主婦こそが既婚女性の役割であるが、彼女は息子の結婚をもコントロールしようとしている。それは本来家長の役割のはずだ。子に対する監督責任は家長が担うものであった。ルツィアは自らが家長の地位を篡奪して家全体を支配しているのである。それだけではない。自白調書の話はさらに続く。

かねてより悪魔は24歳の息子アンドレアスを誘惑するよう要求していた。ルツィアは息子に接吻をしたり触ったりして愛撫していたが<sup>(43)</sup>、彼が酔っ払った時、悪魔を知人の娘の姿で来させて誘惑し、性交したのである。娘の姿の悪魔はしばらく息子のそばにいたが、彼が気がついて「俺たち、やった？」と聞くと、(悪魔は)「そうだよ。また来るね」と答えて立ち去った<sup>(44)</sup>。数日後も性交した。ルツィアはケステンホルツで息子の結婚式を挙げるように取り計らった。仲間たちが葡萄酒を持ってきた。そこでセックスに耽った。魔女の結婚式ではルツィアも悲しい思いをした。とうとう息子はうちに帰って彼女に言った。「ああ、悪い母さん、母さんは僕を誘惑したんじゃないか。集会でのこんなことは今まで見たこともなかったし、やっぱりあんなもの見たくないよ<sup>(45)</sup>。」ルツィアと対質させられた彼は自分の母が自分を誘惑したことを拷問で自白した。母は自分を好きな女と結婚させたくないからそうしたのだと。お願いだから母さんを拷問しないでくれ、キリスト教徒として最後を迎えさせてくれというのが司法官への嘆願であった。

ルツィアの自白調書は1634年1月15日に参事会で読み上げられて死刑判決が出ている<sup>(46)</sup>。アンドレアスは赤ん坊の殺害現場に居合わせなかったこともあり、かつて恋仲だったマルガレータと一緒に晒し刑の上都市追放にするのがいいだろうというのが鑑定意見で

<sup>(42)</sup> AMS FF 35a/2. 鑑定者はパウル・フリーデリヒという人物で、署名に Paul Friederich I.V.D. (=Iuris utrisque Doctor「両法博士」の意)とあるが、それ以上の詳細は分からない。鑑定自体はルツィアが処刑された後に出されている。

<sup>(43)</sup> AMS, FF 35a/2, fol. 12v.

<sup>(44)</sup> „gefragt, obs geschehen, jaha, geandtwort vnd gesagt, wille baldt wider kommen“ AMS, FF 37, fol. 269r-269v.

<sup>(45)</sup> „o, du böse mutter, wie hast mich verfiehrt, habe denselben sonst weiter beÿ zusammenkunften nit mehr gesehen, er werde es gleichwol nicht geseß wollen“ AMS, FF 37, fol. 269v.

<sup>(46)</sup> ルツィアは噂が広まってから兄弟で参事会員を勤めていたガマリエル・ルーマンに相談して直ちにカタリーナを訴えようとしたが、ルーマンはカタリーナがやや回復して自分で実家に戻るまで動こうとしなかった。AMS, BB 38 (1631-1634), S. 681. 実は1613年の魔女裁判で被告はルーマンの親族の名前を共犯者として挙げていたが、彼は被告の自白を妄想で戯事だとする参事会に庇ってもらった経緯がある。AMS, FF 34/2.

ある。アンドレアスの処刑記録は残っていないので、おそらくそうだったと思われる。

## 7 売春と仲介者

ここでルツィアは幾重にも邪悪な女の顔を持っている。淫行、夫の毒殺、嬰兒殺し、近親相姦を思わせる息子への愛と支配欲。しかしそれに加えて「取り持ち女」としての顔が問題になる。

多くの都市で娼館は市が直接規制する営業であり、シュレットシュタットでも経営者は市に宣誓をする半ば公的な営業であった<sup>(47)</sup>。こうした娼館は特に宗教改革、対抗宗教改革の時代以降、閉鎖されなくとも既婚の名誉ある男性が大っぴらに利用するのは難しくなる。だが蛇の道は蛇で娼館を利用せずとも女性との逢引きを手引きしてくれるその道の玄人がいた。娼館の経営者である場合もそうでない場合もあるが、こうした女性は近世の風俗画で好んで描かれた題材でもある。元々婚姻外の性関係は家族秩序を脅かすものであることから不名誉な行為であり、入り組んだ路地の住人にとっては格好の噂の種であった。宗教改革期に婚姻外性関係への目が一層厳しくなると、誰それに言い寄ったり親しく話をする事自体がゴシップの対象になる。人目を忍ぶには第三者による手引きが是非とも必要であった<sup>(48)</sup>。まして参事会員など上層市民が買春ないしは婚姻外の逢引きをする場合には細心の注意が必要となる。こうした仕事をする女性は娼婦と異なって圧倒的にその土地の出身であり、秘密裏に誰と誰とをいつどこで取り持つかについて勘を持っていた。大っぴらに営業することはできなかったが、近世の都市において男女の間を取り持つこうした役回りの女性は常に必要とされていたのである<sup>(49)</sup>。

彼女らは娼婦をその支配下に置き、彼女らの収入から手数料を差し引いていた。そしてこうした取り持ちの役回りは女性こそが女性の性をよく知っているという観念により、少なくとも16世紀までとりわけ女の領分だと考えられていた。しばしば売春取締りの効果が上がらないことに業を煮やした都市当局は取り持ち女の処罰によって自らの風紀政策の怠慢という非難をかわそうとしている<sup>(50)</sup>。娼婦は取り持ち女によって墮落させられた娘であり更生の可能性があるが、取り持ち女はそうではない。娘たちの売春への処罰は取り持ち女に対するほど厳しくない。まして場合によっては市のエリートも含む利用者の男たち

<sup>(47)</sup> Joseph Gény, *Schlettstadter Stadtrecht*, Heidelberg 1902, S. 569-570; Dominique Lerch, Béatrice Sarg et Freddy Sarg (dir.), *De la prostitution en Alsace : histoire et anecdotes*, Illkirch-Graffenstaden 1997, p. 41.

<sup>(48)</sup> B. Schuster, S. 210-212.

<sup>(49)</sup> B. Schuster, S. 205-215.

<sup>(50)</sup> *Ibid.*, p. 214-215.

に対する制裁は緩い<sup>(51)</sup>。16世紀後半のコルマルでも娼婦への処罰より取り持ち女への処罰が厳しいのである<sup>(52)</sup>。

魔女の自白には取り持ち魔女のテーマがしばしば登場する。ミュンスターの既婚者ゲルトラウト・シュタールはある魔女の家で夜中まで飲んだ時、「2人の男を持てたら素敵じゃないの」と言われて愛人悪魔を紹介されている<sup>(53)</sup>。前述のルツィアは自分の息子を悪魔に誘惑させることで恋人との結婚を邪魔するとともに婚姻外の性関係という泥沼に陥れたのである。ここには娘を娼婦にするのとはまた違った意味がある。息子は将来の家長として対外的に家を代表する立場にある。参事会員を兄弟に持つルツィアにとって奉公女如きが将来の家の主婦になるのは許せなかったのかもしれない。伝統的カトリックの秘蹟観念にも沿った夫に代わり、彼女は既に一家の主人として子の将来を決めようとしていたが、その手段たるや最悪のものであった。

## 8 コルマル

### 8-1 コルマルの魔女迫害

魔女迫害に現われる婚姻と性は具体的な文脈において見る作業が必要である。宗教改革前後の都市社会と魔女迫害を考えるにあたってコルマルを例にとってみたい。とは言えコルマルの魔女裁判事例は都市の規模に比して極めて少なく、その上史料的な情報が圧倒的に不足している。それを承知の上で特に1650年の象徴的な一事例を紹介する。それは他の事例がほとんど被告の名前と刑罰内容しか分からないのに対し、この事例だけがかなり詳しい裁判記録を伝えていることによる。

まずは全体的な迫害の概要を記すと<sup>(54)</sup>、この町で最初に魔法使い裁判が起きたのは1409年にまで遡る。エルス・ブルムレリンという女性が「邪悪な魔法使い (böse zouberige)」として都市追放になっているが、これは悪魔との結託を指標とする新しい魔女ではなく、古い魔法使い裁判だと思われる<sup>(55)</sup>。その後1487年には他人を「魔女 (hegeshin)」だと中傷した男がそれを証明できず禁固の上ライン右岸へと追放されている<sup>(56)</sup>。その後1537年

<sup>(51)</sup> Roper, *The Holy Household*, p. 126.

<sup>(52)</sup> 6名が追放刑、1人が禁固刑を受けた。うち1名は司祭と奉公女との間を取り持っている。 *De la prostitution en Alsace*, p. 57.

<sup>(53)</sup> „es wer gar ein fein ding, wan eins zwen menner haben“ AMM, FF 4, S. 107.

<sup>(54)</sup> 簡潔な統計的概要は Gabriel Braeuner et Francis Lichtlé, *Dictionnaire historique de Colmar*, Colmar 2006, Art. « Sorcellerie ».

<sup>(55)</sup> AMC, BB 43, S. 49.

<sup>(56)</sup> AMC, FF 354/57.

から散発的に魔女迫害が起きるが、1569年までの6件はいずれも釈放か都市追放で済まされている。1568年のアンナ・ツィーグラーが魔術の他に淫蕩の罪が、同年のカタリーナ・シュブレリンはある男を不能にしたと記されていることが目を引くが、いずれも簡単な記述しかないので詳細は不明である。1571年からは厳しい断罪がなされており、1571年にアンナ・バインリンという女性が獄中で自殺し、遺体が焼かれている<sup>(57)</sup>。1572年には計13名が裁判にかけられ12名が処刑されている<sup>(58)</sup>。その後も散発的に魔女迫害は続くが、1574年から1645年まで処刑が行なわれたのは1579年、1581年と1637年の計3件だけで、その他の10件は追放、刑が不明なものが2件である。件数自体も少なく刑罰も温和で、コルマルでは1572年を除いて魔女に対する措置は寛容だったと言える。本稿のテーマで興味深いのは魔女術の容疑をかけられたオッティリア・ミュラーという女性の事例である。彼女は別の男性と不貞をはたらいたのだが、夫はそれを知りかつ現場を押さえながら彼女を許して、彼女が出て行った後にまた迎え入れていた。そしてこの夫婦は一緒に都市追放になっている<sup>(59)</sup>。上述の如く妻の婚姻外性関係は本人はもちろんだが特に夫の責任が問題になる。妻の不貞を放置した夫も名誉を失なって都市共同体から排除されてしまった例である。

一方魔女中傷を原因とする名誉毀損訴訟においてはほとんど常に中傷した被告の側が敗

<sup>(57)</sup> チューリヒのヨハン・ヤーコブ・ヴィックがピラ、パンフレットや絵入り新聞を集めた「ヴィッキアーナ」は同時代の生きた情報集として有名であるが、その中には1571年にコルマルで1日のうちに25人が焼かれたという絵入りの記述がある。Die Zentralbibliothek Zürich, MS F21, fol. 85r.; Zika, pp. 196-197. (但しジークは誤って1572年の出来事だと取り違えている。) 処刑された者たちはパーゼル司教領のシュリーゲンという村の下級フォークトの妻と一緒にアルザスで畑の作物と葡萄を害する相談をしたという。1572/73年のパーゼル側の記録にはシュリーゲン村のAlte Vögtinという渾名の女性の財産没収の記録があるので、この報告は一見信用できそうに見える。Dorothee Rippmann, Katharina Simon-Muscheid und Christian Simon, Arbeit-Liebe-Streit: Texte zur Geschichte des Geschlechterverhältnisses und des Alltags 15. bis 18. Jahrhundert, Liestal 1996, S. 222. しかしこれ以外にこうした大量処刑を記した史料は見当たらず、翌年1572年についても処刑は一年のうち4回に分散しており、1日に25名といった人々の記憶に強く残る筈の大量処刑は報告されていない。しかも後の市参事会員であるマティアス・リッツェンターラーが記した年代記にもこの事件は記録されていない。この年代記は1571/72年にコルマルと近隣地域で多くの処刑があったことを伝えているが、コルマル市の公式記録とほぼ正確に一致しており、しかも実家の葡萄栽培の手伝いをしていた彼は1571/72年の迫害を実際に地元で見聞しているのが確実であることを考えると信頼性が高い。BMC, Ms I Ch Als 82, Nr. 3., fol. 30v-31v. 「ヴィッキアーナ」の報告の中身は天候魔術の企みを強調しており、確かに1568年から1574年にかけてアルザスでは天候不順が続いていた。Claude Muller, *Chronique de la viticulture alsacienne au XVI<sup>e</sup> siècle*, Riquewihr 2005, p. 145-162; Rüdiger Glaser, *Klimageschichte Mitteleuropas: 1200 Jahre Wetter, Klima, Katastrophen*, Darmstadt 2008, S. 119-121. しかしそれであれば農業関係者の間で魔女の天候魔術の風聞が広がっていたと考えねばならないが、自身が葡萄栽培業者であったリッツェンターラーの記録にはそうした話は出てこないし、他の史料からも確認できない。このように「ヴィッキアーナ」に収録されているハンス・ヴィーデマンというチューリヒ出身の男のこの報告は孤立しており、その信憑性には疑問を持たざるを得ないため、本稿では採用しなかった。

<sup>(58)</sup> AMC, FF 347, S. 26-30, FF 346, S. 281.

<sup>(59)</sup> AMC, FF 346, S. 305.

訴して何らかの不利益処分を受けている。1581年から1608年の間に5件の名誉毀損訴訟が起きているが、都市当局は常に中立的な裁定者として振る舞い、傷つけられた名誉の回復に努めている。1599年の事例では中傷した男を8日間の禁固の上都市追放に<sup>(60)</sup>、1608年には他人の妻に対し鶏を盗んで悪魔と一緒に空を飛んだと言った男が魔女中傷の根拠を証明できなかったため敗訴して裁判費用を弁済せねばならなかった<sup>(61)</sup>。この点からも市当局は全般に魔女嫌疑に自らは深入りせず、騒ぎが大きくならないように抑制的に振る舞っていたことが分かる。

コルマルが宗教改革を行なったのは1575年であるが、1572年の集中的迫害はその直前にあたり、何らかの関係があったのではないかとの予測も立てられるだろう。残念ながらその時期の魔女迫害についてはほとんど結果のみが記されているだけで、結論的に言えば宗教改革との関連は一切分からない。だが迂遠に見えるかもしれないが、コルマルの都市統治体制と宗教改革を一瞥しておきたい。都市の社会構造とその微妙な変化を見ておくことが1650年の魔女裁判の解釈に必要なからである。

## 8-2 都市統治体制

13世紀に都市としての体裁を整えたコルマルは1354年の十都市同盟結成以来、ハーゲナウに次ぐ第二の地位を持つ都市として、そして経済的には同盟随一の都市として十都市同盟を牽引していた。1521年にはその後の市制の根本をなす改革がなされている<sup>(62)</sup>。市政の中核をなすのは司法官団 (Meisterschaft) で市長と3名の副市長、そしてシュルトハイスから成る最高決定機関であった。一方参事会 (Rat) は古参事会員10名、ツunft親方10名、そして「十三人会」と言われる集団の3部から構成される。ツunftの数はそれまでの20からこの年の改革で10に半減した。関連しそうにない職業が同じツunftに括られているのでこれは技能別の職能組織と言うより政治的な枠組である。参事会の中では「十三人会」が主導的地位を占めている。参事会は司法官団の補佐的役割を担い、税の評価、同業組合の監督、参審人の仕事など一般市民との接点が多く、司法官団との橋渡し役となっていた<sup>(63)</sup>。手工業者市民の社会的上昇はツunft親方に選ばれ、次いで「十三人会」のメンバーとなり、最高位の司法官団入りを果たすというのが理想的なルートである。

<sup>(60)</sup> AMC, BB 45 (1598-1604), S. 49, 72.

<sup>(61)</sup> AMC, BB 45 (1604-1614), S. 339.

<sup>(62)</sup> Lucien Sittler, « La ville impériale et la cité de la Décapole (14-16e siècles) », Georges Livet (dir.), *Histoire de Colmar*, Toulouse 1983, p. 53-68 (ici p. 62-63).

<sup>(63)</sup> Peter G. Wallace, *Communities and Conflict in Early Modern Colmar: 1575-1730*, Atlantic Highlands 1995, pp. 20-22.

コルマルの統治制度はこの時点からフランス併合に至るまで変わっていない。

以上が市の制度的な統治機構であるが、市のエリート集団を構成する人々にはもう一つの条件があった。それは「秤蔵 (Wagkeller)」と呼ばれる酒場で定期的に会食をする資格を得ることであった。最盛期には 50 人ほども使用人がいたというこの酒場兼集会所に入りできるのは市長、副市長、書記、参事会員など限られた数のエリートである。ここで彼らは定期的に飲食し、ゲームをやり、懇親しながら政治的な方向を相談した。エリートは互いに姻戚関係にあることも多く、縁談もそこで進められていった。但し宗教の話題はタブーだったという。重要な宗教的行事の際には市外からの招待客を含めて数十人の人が集まり、特に春の湯遊びはテントを張って入浴、見せ物、宴会などが 2 週間以上にもわたって続くという一大娯楽であった<sup>(64)</sup>。市の統治は実際にはこうした打ち解けた非公式の飲食や遊興の場を通じて機能していたのである。1539 年には 48 人だった「秤蔵」仲間は 1579 年には新参者によって 59 人に増えるなど 16 世紀にはエリート層は比較的開かれていたが、その後次第に閉鎖化の傾向を強めていく<sup>(65)</sup>。

コルマルが宗教改革を断行したのは遅く、1575 年のことである<sup>(66)</sup>。元々コルマルの指導層は宗教改革のメッセージにも靡かず、むしろ穏健な人文主義的教会改革を志向していた。市の中心に立つ聖マルティン教会の教会参事会も高い教養を誇っており、1540 年頃まではこうした市の指導層と良好な関係にあった。しかしその後両者の関係は急速に冷え込んでいく。それは教会参事会員が多くシュヴァーベン地方から来るようになり、地元の市民との摩擦が大きくなってきたためである<sup>(67)</sup>。また聖職者の教養も伝統的なスコラ学のそれであり、人文主義には理解を示さなかった<sup>(68)</sup>。さらに兄弟団に組織された手工業者たちは教区教会に組み入れられてその財政を支えていただけに、教会からの過度な要求には不満を募らせていた。市当局も保護監督官制度を通じて聖職者の免税特権にメスを入れ、教会財産を次第に市の監督下に置くようにした<sup>(69)</sup>。ドミニコ会など托鉢修道会がかつて持っていた魅力も失われてしまっていた。

<sup>(64)</sup> Francis Lichtlé, « Une société et une auberge de notables sous l'Ancien Régime : Le Wagkeller de Colmar », *Revue d'Alsace* 137 (2011), p. 307-323; この湯遊びの催しに娼館の娼婦たちが毎年 1 グルデンずつを寄付していたことは、彼女たちにとってここがよい稼ぎの機会であったことを意味する。Karl Baas, *Studien zur Geschichte des mittelalterlichen Medizinalwesens in Colmar*, in: *Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins* 61 (N.F.22), S. 217-246 (hier S. 239-240).

<sup>(65)</sup> Kaspar von Greyerz, *The Late City Reformation in Germany : The Case of Colmar 1522-1628*, Wiesbaden 1980, pp. 18-19.

<sup>(66)</sup> 初期の改革運動については Ibid., pp. 37-70; 渡邊伸『宗教改革と社会』京都大学学術出版会 2001 年、126-129 頁。

<sup>(67)</sup> Greyerz, pp. 30-31.

<sup>(68)</sup> Ibid., p. 34-36.

<sup>(69)</sup> Ibid., pp. 41-44.

1524/25年の農民戦争の混乱を乗り切った市の指導層は既に多くがプロテスタントに傾いていたが、それでも市は慎重に状況を見極めていた。宗教改革の導入はコルマルにとって外交的緊張の可能性をも意味していた。それは一方ではエンジスハイムに本拠を置く前方オーストリアの権力からの解放を意味したが、同時にハブスブルクへの対抗力たりうるバーゼル司教からも距離を置かれることになる。陪臣化圧力に抗して帝国都市としての独立性を守ることが市にとっての至上命題であり、宗教政策も外交的バランスを考慮して慎重に進める必要があった<sup>(70)</sup>。後押しをしたのの一つにはアウグスブルクの宗教和議、そして後に揺り戻しがあったとは言えハーゲナウの宗教改革である。1575年に司法官団の決定として各ツンフトに通告された宗教改革は手工業者市民の反教会意識に後押しされる形で市の指導層が対外情勢を見極めながら水面下で押し進めてきた政策の結果であった。

### 8-3 17世紀のコルマル

コルマルの宗教改革運動は1520年代に頂点に達した下からの運動、特に農民層を主軸にした運動が挫折した後、1540年代から今度は市のエリート層が主導する上からのゆっくりとした改革として、1575年にその最終的な実現を見た。しかし宗教改革はこの町をプロテスタント一色に染め上げたわけではなかった。コルマルには下層民をも巻き込んで改革運動を率いる雄弁な指導者はついで現われず、改革の動機は救済への宗教的熱情と言うよりむしろ市民の反聖職者感情、特に手工業者のそれであった<sup>(71)</sup>。コルマルの教区聖職者はトリエント公会議での改革の議論にも関心を示さず、形骸化した儀式を改めようともせず、物質生活を追い求めて生活様式を見直そうという意欲に欠けていた。少なくとも市民にはそう見えていたのである。元々は人文主義的な教会改革を目指していた市の指導層はそこに不満を募らせたのである。それに加えて市は外交上の戦略としても他の地、特にルター派のヴェルテンベルク傘下にある近隣のホルブルクとの連携をも模索した。こうした政治的な上からの宗教改革に一般市民はほとんど積極的に反応していない。ツンフト成員の宗派として多くの都市手工業はプロテスタントが多数を占めたが、農業部門の3つのツンフト（Rebleute, Ackerleute, zum Haspel）、特に葡萄栽培ツンフトを除いた残り2つのツンフトではカトリックがむしろ多数であった。大雑把には富裕市民がプロテスタントに改宗し下層親方がカトリックに留まる傾向があった<sup>(72)</sup>。こうしてコルマルでは両派共

<sup>(70)</sup> Gabriel Braeuner, « Réforme à Colmar : une si longue attente! », *Annuaire Société d'histoire et d'archéologie de Colmar* 52 (2016), p. 39-49.

<sup>(71)</sup> Greyerz, pp. 163-165.

<sup>(72)</sup> Wallace, p. 67, 86.

存体制が定着していくのである。

三十年戦争はコルマールの経済的地位を大きく変えてしまった。かつて河川交通網を通じて遠くフランクフルトやフランドル地方にまで広げていた販路は近隣地域に限られるようになってしまった。16世紀後半からの都市指導層の若い後継世代はその多くがシュトラスブルク大学で学び、学識をつけたプロテスタントという仲間意識を持って、コルマールに戻ってからは専門官僚として働きながら出世の階段を登って行った。1575年までの市の指導層は多くツンフトから参入しており、一般の手工業者と感覚の接点を多く持っていたと言える<sup>(73)</sup>。しかし彼ら新しい世代のエリートは16世紀から続いていた閉鎖化の傾向を強め、ツンフト代表は政治的決定の中核から排除されてしまった。ただ市場は縮小しても実は17世紀後半のコルマールの経済はそれなりに堅調であった。都市指導部が外交にも力を入れ、従来の帝国都市としての特権を守りつつツンフト保護政策をとったためである。葡萄酒の輸出は販路は狭まったものの市の関税政策にも助けられて好調であった。手工業者が政治的には受動的で市の指導体制に反発しなかったのはこうした事情にもよる。

#### 8-4 路地裏の噂と名誉

性にまつわる話題は真偽の定かでない噂と結びつきやすい。上述のような都市社会の変化は社会階層による性道徳観念の微妙な相違とも対応するが、しかし実際の社会紛争に両者の単純な対応関係を見ることには注意が必要である。具体的な性行動は個人差が大きく、しかも紛争においては噂と名誉、つまり誰が誰をどう見ているかという視線の問題がより重要になるからである。近世コルマールの名誉毀損訴訟を精査したミンクマールの研究から象徴的な事例を3つ取り上げてみたい。

(1) 1551年に樽屋の妻通称キューフェリンが参事会員ハンス・リーディングーの妻バルバラを名誉毀損で告訴した。バルバラはキューフェリンが自分の夫と密通していると言いつらしたというものだった。バルバラは夜分に納屋から女が走り出るのを見て、棒で叩こうとしたら夫に制止されており、それについては目撃証言も存在した。キューフェリンは以前にも姦通の前科があり、そんな女には答える必要がないとしてバルバラは無視する構えに出る。そして参事会もそれを追認したのである。問題はキューフェリンよりも参事会員のハンスの方であった。彼は自分が姦通を犯した証拠などないと言い張って妻の出廷を要求し、彼女が自分の落ち度を責めるつもりなら訴えればよいと主張した。伝統的な訴

<sup>(73)</sup> Wallace, p. 28.



訟であれば拳証責任は原告側にあり、確かに誰も納屋での現場を目撃した者はいない。平和維持のため中傷の取り消し公告で手を打つという従来の解決法であれば確かにハンスの方に分があった。しかし彼の思惑は外れ、参事会は彼が自分の潔白を証明できるまで職務停止にすると宣言したのである。彼は何とかして妻を原告ないし被告として名誉毀損の法廷に引きずり出そうとしている。キューフェリンに彼女を訴えさせたのもハンスであったことが後から判明する。ハンスの重ねての要求に出廷したバルバラは、こんな事態になって残念ではあるけれど、自分は真実を言っていると言明した。つまり名誉毀損訴訟の土俵には乗らないことを表明したのである。職務停止という不名誉状態から脱するためハンスはシュルトハイスに相談してとうとう中立的な調査を行なうよう参事会に申し立てざるを得なかった。調査の中で当該時間にハンスは使用人の前で通常とるべき夕食をとらず不在にしていた、また納屋の鍵を二つ作り、一つをいつも自分の服にぶら下げていたという証言が浮かび上がった。どちらも名誉ある身分の者には不自然な行動である。名誉ある者は常にその名誉を可視化して示さねばならない。逆に言えば彼は常に人の目に晒されており、その所在を証人によって明らかにできるよう、そして期待されるように行動すべきなのだ。彼の名はやがて市の公式記録から姿を消しており、おそらくは町を出たらしい<sup>(74)</sup>。ここで参事会は仲間の落ち度に対して厳しく対処している。自らの潔白を市民にも周知する必要があったからではないか<sup>(75)</sup>。

(2) 1602年の晩に葡萄栽培ツunftのパングラーツ・ミュラーは今まで犯してきた姦淫のことでツunft仲間飲み会でさんざんからかわれた。彼はそこで居合わせたロレンツ・ヘーフェリンがパングラーツほどのことをやったら縛り首だと言ったので二人は言い争いになった。この件を名誉毀損だとしてパングラーツは市参事会に訴えたが、証人の証言はパングラーツに不利なものばかりであった。彼は仲間を呼びに来た奉公人に長椅子で下半身裸のところを見られているし、パングラーツとの情事の現場をその妻に目撃された奉公女は次の日には調理場の肉を持たされて暇を出されている。また親父とやるなら俺ともやれるだろうと、若い継母にまで手を出そうとして父と喧嘩になり相続から排除されていたのであった。さらにはある傭兵がイタリアに従軍中で留守の間、その妊娠中の妻に対

<sup>(74)</sup> Nils Minkmar, *Ausgegossene Worte: stadtbürgerlicher Ehrbegriff, Ehrenkonflikte und Habitus im Colmar des 16. Jahrhunderts in historisch-anthropologischer Perspektive*, Saarbrücken 2001, S. 273-284.

<sup>(75)</sup> 1567年には幾つもの姦通スキヤンダルが参事会で討議されたことが報告されており、参事会員の一人はそのために辞職して100グルデンの罰金を科せられ、また別の男は同様の額を支払ってその情婦は市外に追放、また別の複数の者は淫蕩のため10グルデンを支払うことになったという。Andreas Waltz (Hrsg.), *Sigmund Billings Kleine Chronik der Stadt Colmar*, Colmar 1891, S. 70.

し、豚の脂身をあげるからそれと引き換えにとベッドに誘ったのである<sup>(76)</sup>。形勢が不利になったパングラーツは被告のヘーフェリンも奉公女と姦通を犯しているのではないかと主張した。ところがパングラーツと違ってあっさりとその事実を認めたヘーフェリンの方は姦通の罪で告発されることはなかったのである。ここで事態は既に攻撃的な言葉による共同体平和の侵害とその回復という伝統的な名誉毀損の解決モデルではなく、実際に言われたような事実があったのかどうかの真相究明に移っている。疑惑内容の重大さについてはパングラーツの行動は確かに非難の言葉の取り消しによる名誉回復ではすまない重大性があった。近親姦に加え名誉ある女性への買春まがいの言動だったからである。加えて彼が不名誉な人間であることを強調するものとして、パングラーツが夜明け前に墓地から頭蓋骨を盗んでいるところを目撃したという墓掘人の証言まで飛び出した<sup>(77)</sup>。彼は女性を我がものにするのに魔術を用いたという廉で8日間の塔への監禁と200グルデンの罰金に処せられた上、ツンフトと名誉ある人々の付き合いから一年と1日排除されることになった<sup>(78)</sup>。ツンフト親方のパングラーフの淫蕩行為の舞台は自宅の居間である。近世の住居では普通であったようにそこは隣人や使用人が自由に覗き見ることのできる空間であるが、そこに目立つように置かれたクッション入り長椅子という想像力を掻き立てる家具が風評の舞台装置となっている。パングラーツとヘーフェリンへのツンフトの対処の違いは姦淫そのものと言うよりその行動の品位と相手の名誉の程度によっている。

(3) 1606年に市の最高位の司法官団の一員であるルートヴィヒ・クリーゲルシュタインは医者ベアート・フンメルの娘が自分の娘について不名誉な噂を広めたという理由で召喚するよう参事に訴えた。彼が訴えた時には既に町中にフンメルの娘バルバラがばら撒いた噂が広がっていた。さっそく7名の調査委員会が立ち上げられ、31名にのぼる証人から聞き取りが行なわれた。噂は語る人によって様々な変形を被っているが、核心部分は次のようなものである。クリーゲルシュタインの娘ザロメは地下室で具合が悪くなって母親が外科術師を呼んだが、彼女は自慰行為のために人参を使っていて、それが体内で折れてしまったというものである。産婆ではなく呼ばれた外科術師はそういう施療はできないと断って同僚2人に任せた、その話を既に知っていた施療院の女性から聞いた薬屋は助任

<sup>(76)</sup> Minkmar, S. 285-292. パングラーツは彼女に豚の脂身をあげるのは彼女が先に支払ってからだとやったという。彼は参事会に対し、妊娠中のリュエブラーの妻には脂身が必要だろうし、自分は彼女が貞節かどうか試そうと思っただけで、たとえ合意があったとしても姦通などはやっていないと言いつてしている。

<sup>(77)</sup> パングラーツはその事実を認め、頭蓋骨から歯を抜き取って自分の歯痛を治療するつもりだったと弁解している。

<sup>(78)</sup> AMC, BB 45 (1598-1604), S. 435-436; August Stöber (Hrsg.), *Alsacia: Beiträge zur elsässischen Geschichte, Sage, Sitte, Sprache und Literatur* NF. 1868-1872, Colmar 1873, S. 350.

司祭からこの件は口外しないようにと言われた等々、未婚の娘の秘部にまつわる話は人それぞれに想像力を膨らませて広がっていった。この噂はどうやらあるツンフト親方の結婚式の祝宴から生じたらしい。そこには結婚年齢に差し掛かったバルバラもザロメも呼ばれていた。結婚式の場は娘たちにとって社会的地位のある配偶者候補を親の統制からある程度自由に探す機会でもある。バルバラが人參の性的ファンタジーをその場にいた誰かに囁いたのがザロメに対するライバル意識か意地悪な気持ちからだったのかどうかはともかく、その一年後には結婚することになるザロメの噂は本人もしばらくは知らないままに、後ろから指差して人々のくすくす笑いを誘う格好の話題になる。父親のクリーゲルシュタインは重大な名誉毀損として本気で追及の手を緩めなかった。バルバラは彼から「魔女、売女、子供殺し」と罵られたと野菜売りの寡婦に訴えている<sup>(79)</sup>。噂を知ったザロメも狼狽したらしく、噂に登場する外科術師を呼びつけて詰問したが、彼が関わっているという証拠を逆に聞かれて返答に詰まり結局謝っている<sup>(80)</sup>。

ここで重要なポイントは話が市のエリートの耳に入る前に市井の雑多な人々が既にその噂でもちきりだったという点である。社会的に市の最高位にある家の生活は一般の人々から切り離されたものとして、不可視化されるようになっている。労働する庶民と違って在宅時間が長いエリートの生活は想像力を掻き立てる対象であったろう。奉公人アンナは裸のザロメが自分の部屋で上着を使って猥らな行為をしていたのを見たという毛皮職人たちからの伝聞証言をしている。自分の知らないところで既に庶民があらぬ噂をしているかもしれないという不安は、家長にして市の執行部でもある司法官には名誉と評判について自らのコントロールがきかないという不安でもある。女性の名誉が笑いものにされるなら男性のそれも虚仮にされておかしくはない。自分に非の打ちどころがなくとも自分の所属仲間にもし隙があれば……。これは事実問題ではなく想像の問題なのだ。

以上3つのエピソードを成立させるものとして次の点を指摘しておかねばならない。名誉毀損訴訟に見られるような外形的紛争処理が隣人間紛争の基本であったこと。そうした紛争処理は身分的名誉に基づいて人々が密集して暮らす都市の生活空間のあり方に決定的に条件付けられていたこと。但し解決がこじれたり事案の重大さによっては事実究明へとスライドしたこと。そして秘められた空間や時間は人々の想像力を掻き立て、それがまた直接に名誉の問題と受け取られたことである。

<sup>(79)</sup> „Hex, huur und kindtsverderberin“ (ミンクマールからの引用)。この場合はもちろん定型の罵り言葉であり、「魔女」に深い意味はないであろう。Minkmar, S. 186.

<sup>(80)</sup> Minkmar, S. 177-193.

### 8-5 最後の魔女裁判

1649年11月6日に聖ペテロ教会管理人のヨハン・ウルリヒ・ゴルの館で働いていた奉公人カタリーナ・ショルコップが逮捕された。直近の容疑は殺人未遂である。実は彼女は以前から別の殺人容疑をかけられており、市から逃亡した後戻って来てこの日に捕まったのである。9部にわたる調書はまずは何らの性的ファンタジーも伴わない刑事事件として始まっており、被告を含め計3人のカタリーナが登場する。

11月8日に市医のホルプ博士が証言している。博士は殺人未遂事件の3日後に被害者たるパン屋クライクネヒトの娘カタリーナを診察した。彼女は胸に2本の指で引っ掻かれたような青い痣があった。「魔女飲薬 (hexentranckh)」と医療関係者の間では呼ばれている飲み物を飲ませて排泄させると、猫の毛や糞が大量に出てきた。博士の診察中カタリーナは錯乱状態だった。同行した外科術師も患者を縛らないとベッドから落ちてしまうような状態で、それにもかかわらず肌は健康な赤みがかったと証言している。博士も外科術師もこれは魔女の仕業以外に考えられないと結論づける。さらにその3日後にも博士と他3名の外科術師がカタリーナ宅に行くが、彼女はこの時は脱力状態になっており、胸の痣はできもののように見えていた。ただしそこに触ろうとすると彼女は拒絶して口を利かなくなった<sup>(81)</sup>。

パン屋の娘が被った事件は目撃証人のアンナ・バルトによればこうである。ある日容疑者カタリーナがパン屋のカタリーナと戸口の前に立っていた。容疑者カタリーナはパン屋の娘の首覆いを掴んで言った。「カタリン、そこ何か這ってるよ、蚤じゃないの<sup>(82)</sup>。」パン屋の娘は見回して蚤なんか見えないと言ったが、容疑者カタリーナは右手の2本の指を突っ込んで引っ掻いてすぐに立ち去った。その晩からパン屋のカタリーナは具合が悪くなり、どんどん腫れ上がって息も苦しいほどになった。数日後容疑者のカタリーナが現われたので、証人のアンナは彼女に対し、パン屋のカタリーナに何をしたのか正直に話してごらんと問い詰めたが、自分は何も悪いことはしていない、あの娘は何か悪い考えに取り憑かれたか、悪い空気に当たったせいじゃないかと言って何も白状しなかった。

12月3日に被告カタリーナに尋問が行なわれたが、今度は市民ゲオルク・ヘルツォークの娘で9ヶ月前に病死したカタリーナの件についてである。5人の証人が呼ばれている<sup>(83)</sup>。ヘルツォークの娘は死んだ時には体が真っ黒になっていたが、自分を救えるのは聖ペテロ教会の料理女 [= 被告カタリーナ・ショルコップ] だけだと病床で語っており、あ

<sup>(81)</sup> AMC, FF 365, n°62.

<sup>(82)</sup> „Catharin waß lauf dir da, es ist ein floh“ AMC, FF 365, n°63.

<sup>(83)</sup> AMC, FF 365, n°64.

の女が自分をこういうふうにしたんだと訴えていた。また病人の兄弟の証言によると被告は病人を見舞って腹に手を置き「カタリン、黙って神様を思い浮かべてごらん、そしてひたすら祈って耐えていればじきに良くなるよ<sup>(84)</sup>」と言って去った後、激しく泣いていたという証言もあった。証人の一人クリステン・クレメンスの妻が病気のカタリーナに訳を尋ねると被告カタリーナがある日葡萄酒をもらいにやって来たが、何もあげなかったのも、彼女から「待ってな、あんたに一つ見舞ってやろうじゃないの<sup>(85)</sup>」と脅されたという。ただ教会管理人ゴルの妻は被告の発言については病人の兄弟の証言と同様ながら、病人カタリーナが自分で被告の手を取って自分の腹に置いたと答えており、被告カタリーナが患者に何か邪悪なことをしたとは思えないとして彼女を庇っている。被告はこれら証人と対質させられたが、自分は何も悪いことはしていない、神様が証人だと言い張った。

証言と状況証拠にもかかわらず被告の頑強な否認によって行き詰まっていた裁判を打開すべく司法官団はシュトラスブルク大学に鑑定を依頼した。鑑定では彼女が逃亡したとされることも逮捕前の事実であり拷問の徴表にはならないし、また病人を見舞った後激しく泣いたという点についても魔女は涙を流さないという理論に合致しないとして一応慎重な見解から始めている。しかし逮捕前とは言え病人の友人から治療の相談を受けた直後、コルマールを出て彼女の出身地オストハウゼンに戻ろうとしたことは良心の呵責を感じたのではないかという疑いを持たせる点、邪悪な意図は否認しつつも指でパン屋の娘の胸を引っ搔いた事実は認めている点、何よりもパン屋の娘が引っ搔かれた後病気になったこと、これら諸点を重大視して、拷問を指示しているのである<sup>(86)</sup>。

大学鑑定を受けて翌年1月23日には刑吏が呼ばれて拷問の効果を説明しながらの尋問が始まった<sup>(87)</sup>。彼女は容疑を否認していたが、拷問の脅しを受けて少しずつ自白し始める。パン屋のカタリーナを引っ搔いたことは認めたが、自分の手に何がついてたのか知らないし、蚤がいると思ったからだと答える。指締め拷問の準備ができたところで彼女はついに悪魔との出会いを話し始める。聖ペテロ教会を出たところで誰かが角で待ち構えていて自分の手に何かを渡して、これをパン屋の娘の胸に付けろと言った。それが何だったかは知らない。言い淀んだ彼女に司法官が再度厳しく問うと、こう答えた。ある晩彼女がパンをもらいに行くと中庭の門のところに悪魔が立っていて自分と寝るように要求した。それ

<sup>(84)</sup> Ibid., „schweig Catharinlin habe gott vor augen, bette fleißen vnd seÿe gedultig es würd balt besser werden“

<sup>(85)</sup> Ibid., „wart ich will dir wohl eins anmachen“

<sup>(86)</sup> AMC, FF 365, n°65.

<sup>(87)</sup> AMC, FF 365, n°66.

で寝た<sup>(88)</sup>。悪魔は農民のような格好をしていたが知らない男だった。彼女を縛って吊り上げる用意をすると、悪魔が金をくれたがそれは枯葉だったと語った。それが悪魔だということを知ったのは後になってからだ。翌日も来て寝るよう求められ、寝た。3日目に黒い粉を渡され、もっとパンが欲しければこれをパン屋の娘の胸につけろ、そうすれば娘は病気になると言われた。それでそのようにした。聖ペテロ教会で「悪魔との」結婚式を挙げたが、出席者は知らない人ばかりだった。その後皆消えてしまった。

この日の尋問でようやく性的内容の話が出てくるが、しかし何とも淡白ではなかろうか。続いて29日に再度の尋問が行なわれる。ここで悪魔の誘惑に負けた動機が語られる。教会の菜園でほうれん草を摘みに行った時、彼女は自分の境遇を考えて悲しく憂鬱になってしまった。自分はもう若くはないのにまだ奉公を続けたいといけない。故郷には誰も自分を待つ人がいない。誰か現われてくれたら「理想の男ではなくとも」つかまえるのに<sup>(89)</sup>。すると面識のない農民の若者が現われて、どうしてそんなに悲しんで泣いているのかと尋ねた。彼女が自分の境遇を訴えると、彼は俺と結婚しよう、ズントガウに立派な農場を持っているから、そこに一緒に行こうと慰めた<sup>(90)</sup>。それから彼はカタリーナを待たせて市内に入るとしばらくして戻って来て金貨を一枚くれた。そしてまた行ってしまった。しばらくして彼女が一人で家に戻ろうとするとまた現われて聖ペテロ教会までついて来て、自分と性交するように迫ってきた。事が終わると悪魔はまた金をくれたが、それはまったく無価値なものだった。彼女がイエスの名を口にすると消え去った。これらのことから彼女はこれが悪霊であることを知る。

多くの魔女の自白と同じく、気持ちが沈んでいる時に悪魔は現われる。魔女の自白では多く落ち着いた黒い服装の身分の高い男性の姿をしている。自分より社会的地位の高い分別ある男性は平和な家庭を営んで生活の保障をしてくれる理想の男性であろう。カタリーナの前に現われたのはそうではなく性的な魅力に満ちた若者の姿をしていた。悲しい気持ちの自分をその彼が慰めてくれる。平民の生活に普通にあった異性への口説きのパターンでもあろう。身分的には釣り合っていそうだし、その上彼は財産を持っている。生活の保障もすると言ってくれている。最初の金貨は結婚の約束の印である。これで間違いなさだろう。婚約を裏切られたり夫に捨てられた女性が婚姻裁判所に相手を訴える時、装身具や金貨といった約束の印を自分の権利主張の証拠として出すことは広く行なわれていた。と

<sup>(88)</sup> Ibid., „habe aß sie begehrt, sollte bey ihme schlafen, so beschehen“.

<sup>(89)</sup> Ibid., „wann nur einer khäme, so welte sie den nechsten bästen nemmen“.

<sup>(90)</sup> Sundgau はアルザス南部の1648年まで前方オーストリア領だった地方。自白当時はフランスに割譲された直後。

ころがその男はすぐに不実なところを見せ始める。行ってしまった後またつきまといついでに性行為を強要するのである。そして事が終わると金をくれた。金と引き換えの性行為つまり買春だが、しかしたちが悪い。彼は騙して金なんかくれなかったのだ。

次の晩悪魔は彼女の部屋に現われて、神を否認しろと強要してきた。彼女がそうすると悪魔から白い棒を渡され、それに乗ってエギスハイムの広い原っぱまで飛んで行って、そこで悪魔との結婚式を挙げた。立派そうな人々と楽師がたくさん来ていたが、彼女は目隠しをされていて誰も認知できなかった。その後カタリーナがパンをもらいに行こうとすると、また悪魔が現われて手に何かを持たせた。これをパン屋の娘に擦りつけろ、俺自身は彼女には近づけないからと言われたのでそうした。

さて同日の尋問では病死したヘルツォークの娘カタリーナについても訊かれている。ヘルツォークの娘は被告カタリーナに何もくれなかったので、その死を望んでいた。カタリーナが水を汲んでいる時、悪魔が現われて黒い粉を渡された。それをほんの少しだけヘルツォークの娘が食べる肉に振りかけて、あとは黙って捨てた。それを悪魔に咎められてひどく殴られた。

再度パン屋の娘カタリーナについて司法官はさらに尋問を続け、より具体的な現場再現を試みている。被告は悪魔から黒い軟膏を右手の人差し指と中指に塗りつけられ、それをパン屋のカタリーナの胸に塗りつけるか腕を引き裂けと命令した。それで彼女の胸に指で塗りつけて、その後パンをもらって帰った。

ここまで司法官の関心の中心をなすのは一貫して正確な事件の再現である。どういう方法で、右手か左手か、どの指で、そうした細部が重要なのである。人間である魔女カタリーナには自分自身に人を殺すような魔力は備わっていない。何らかの毒薬が必要で、それを食べさせたり塗りつけたりすることで殺人を犯すのである。その毒薬は悪魔が提供してくれる。その毒薬の効力は悪魔の薬だからであって、それ以上の問いは必要ない。市の司法官は感覚的に説明できるものとそうでないものを峻別し、悪魔というブラックボックスを介在させることで厄介な魔女事件を処理しようとしている。

続いて2月2日に今度は実際に拷問しながら行なわれた尋問では彼女の以前の行動が問われている。この日の尋問には2部の調書がある。同じ調書に同様の筋の話が少しずつ変形して繰り返されており、消したり書き直したりしている箇所もあるから、拷問を加えながらより正確な物語を引き出そうとしたのだろう<sup>(91)</sup>。最初は話の筋が混乱しているが少しずつ修正されてくる。まとめると大略次のようになる。彼女はエアシュタインにいた兵隊

<sup>(91)</sup> AMC, FF 365, n°67, 68.

で義理の兄マティアス何某と不義の仲 (Unzucht) となりラインフェルデンまで同行して、4週間そこの兵営で一緒に暮らしたが、それは彼女の実の姉 (つまりマティアスの妻) がまだ生きている時分だった<sup>(92)</sup>。この日の自白の最初の部分では、この義兄こそが悪魔で彼女は彼のために魔女になったということになっているが、この筋立ては途中から放棄されて、彼女が魔女になる前の独立した姦淫の話に変わっている。それから彼を離れてバーゼルに行き、当時そこに居たハプスハイムの宿屋の女主人とバーゼルで1年、それからハプスハイムに行って半年奉公した<sup>(93)</sup>。女主人は自分の従兄弟の農夫の若者を紹介したいからここに居続けるよう彼女を説得した。その男は毎週やって来て彼女と睦まじい仲になった。ある日その男は女主人とやって来て彼女と寝た後婚約の印として金貨をくれて行ってしまった。ところが彼女が部屋に戻ると当の農夫の若者本人は机にもたれてぐっすり眠っていたのである。翌日彼女が畑に出ている間に彼はバーゼルに向けて旅立ってしまった。

ここで近親姦のテーマが登場するがあくまで脇役で、主題はふとした間違いから新しい恋人に捨てられる話である。そしてハプスハイムの女主人である魔女が売春を仲介する取り持ち女の役回りを演じている。魔女のサバトの記述もあるが、彼女にとっては見知らぬ人ばかりであった。

その週の別の日に男が女主人と一緒にやって来た。女主人は彼を特別に部屋に案内してカタリーナに白い亜麻布を渡し、従兄弟のために白いベッドを設えるようにと言った。彼は長椅子に座っていたが、カタリーナがベッドの用意をすると、灯りを消して金貨と銀貨を取り出して自分と寝るように迫った。彼女は本物の婚約者の農夫だと思って身を任せた。しかしすぐにおかしいと気づいて「イエス様！」と叫ぶと男は消えてしまった。その後女主人が入って来て、黙っていなさい、そうしないと彼はもう来なくなるよと言った。彼がくれた金はただの枯葉だった。次の週にカタリーナが女主人と庭にいると鶯鳥の足を持った悪魔がやって来てその本来の姿を現わし、恐ろしい形相で神と聖人を否定するように、そして俺の女になれと迫ったのである。女主人は笑ってカタリーナにそうしろと言う。それでその通りにした。その後晩にまた悪魔がやって来て白い棒を渡され、これに乗って悪魔と一緒にエギスハイムの原っぱに飛んで行った。そこで性交して悪魔との結婚式を挙げた。多くの立派な人たちが来ていて楽師が音楽を奏でていた。パンのない食事をして踊った。彼女は何も食わず情魔と踊った。カタリーナはハプスハイムの女主人から棒を渡され、これで牛を叩けと言われたのでそうしたら牛は死んだ。棒に乗って帰った。その後また悪

<sup>(92)</sup> AMC, FF 365, n°67.

<sup>(93)</sup> この氏名不詳の女主人 (実は魔女) がいたというハプスハイムは1648年までオーストリア領ラントナーの支配下にあり、自白当時はフランスへの割譲直後。コルマールの司法権は及ばない。



魔が来て白い棒を渡し、これで豚を叩けと言われたのでそうしたら豚は死んだ。悪魔がまた行ってしまったので彼女は棒を捨てた。その後別の女性の所で働いたがそこにも悪魔が来た。グロープリンベルクという山の宴会に飛んで行ったが、ハプスハイムの魔女も一緒に来た。参加者は誰も知らない人ばかりだった。その後カタリーナが葡萄畑で働いている時悪魔が来て、畑で働いている男を白い棒で叩けと言った。彼女がやりたくないと言うと悪魔はその棒で左腕を殴りつけて去って行った。

ここに登場する魔女はもちろん取り持ち女であるが、カタリーナにとっては結婚式の日には新婚夫婦の初夜の準備をしてくれる隣人の女の一人とも思える。しかし結婚の印は偽物でカタリーナは騙されたのである。取り持ち魔女が紹介したのは自分の従兄弟だという。カタリーナの結婚は決して当事者同士の約束と同衾のみによって成立する中世以来のいわゆる秘密婚ではない。共同体の認知を受けた社会制度としての婚姻である。もちろん裏の共同体で。大勢が集まる結婚式そのものについては通り一遍の供述で済まされている。何度も同じストーリーが繰り返されるがサバトの参加者についてはあっさりしており司法官は共犯者の名前の割り出しにほとんど関心を持っていないようである。悪魔はあれやこれやの害悪魔術を命令するが、何のためなのか説明はなく、ただ従うしかない。カタリーナはいつもやりたくないことをやらされている。

この日の尋問は別室に移ってさらに続いた。さらに3名が特別に呼ばれて尋問に参加している。しかも今度の供述は拷問なしで行なわれている<sup>(94)</sup>。カタリーナはその後コルマールの医者の下で奉公人として働いていた時期に2人の子供の世話を任されていた。悪魔がそこに来て子供に黒い粉を飲ませろと言うので、嫌がると棒で何度もひどく叩かれた。また別の奉公先でも悪魔が来て子供を棒で叩けと言うので、悪魔を満足させるために黒い鶏二羽を棒で打つと死んでしまった。聖ペテロ教会で働くようになってからも同じことが続き、悪魔に殴られて彼女は弱って床についてしまった。性愛・結婚・出産が分けて考えられておらず、経営体の後継者かつ働き手の子を持つことが女性の名誉であった当時の社会では、自分の子ではないながらも子供を殺すことは単なる殺人ではなく社会秩序への反逆でもある。ただここでは子供の死体を何か邪悪な目的に利用するといった悪魔学のおどろおどろしさは見られない。彼女は訳もわからずただ殺せと命令されただけに過ぎない<sup>(95)</sup>。供述は悪魔学の想像世界に羽ばたくことはなく、あくまでも世俗の現実社会に留

<sup>(94)</sup> AMC, FF 365, n°69. 3人のうち一人は「秤蔵」仲間ではないながら農業ツンフトの親方でカトリックの参事会員クラウス・ドルス。

<sup>(95)</sup> 性愛と出産を分けて考える近現代の観念を近世社会に投影する魔女解釈への批判については Roper, *Witch Craze*, pp. 82-103.

まってその秩序の否定として語られている。しかも彼女は常に既存社会秩序の側に身を置くことを望んでいるのである。

この日の供述の最後に彼女は 50 グルデン以上の金を長持ちの中に持っていることを自白した。2 日後に調書は参事会で読み上げられ、その翌日 2 月 5 日に、前回の最後の供述の裏を取るべく証人が喚問された。2 月 2 日にカタリーナは自分は 50 グルデン以上の金が入った櫃を残しており、中の白い袋の中にさらに黒いベルベットの袋を入れてそこに置いてある、櫃の鍵を食堂の鍵と一緒にある女性に預けてきたと供述している。そこで件の女性マグダレーナが証人として呼ばれた。彼女は教会管理人ゴルの妻とカタリーナのやり取りに立ち会っている。カタリーナは管理人ゴルから 8 グルデンをもらっていたが、自分のものはここにまとめておくから必要な時のために保管しておいてくれと言って鍵を渡した。どれくらいの金がそこにあって何の金なのか自分は知らない。カタリーナを市門まで送っていくと彼女は自分は 20 シリングしか持っていないと言った。ゴルの妻から聞いた話ではカタリーナは金貨 12 枚を持っていたらしい。

ところでカタリーナが持っていた櫃については前年の 6 月 16 日に中身を調べたリストが作られている<sup>(96)</sup>。カタリーナがコルマールを去った後、市の司法官が役人と病院長に立ち合わせて作成したものである。これを含めてカタリーナの足取りを時系列で整理すると次のようになる。まず 1649 年 2 月頃にカタリーナ・ヘルツォークが病死している。魔術による殺害を疑われたカタリーナ・ショルコップは奉公先の聖ペテロ教会に暇乞いをするが、その際おそらくカタリーナには好意的であったろうゴルの妻に自分の櫃を託してコルマールを離れている。その後 6 月に市当局が彼女の櫃を調べさせた。カタリーナは自分の故郷のオストハウゼンに向かったらしいが、寄り道して途中で義理の兄と合流したことになる。バーゼルやハプスハイム方面にしばらく滞在したのだろう。そして再びコルマールに戻ったところを逮捕されたのである。証言とは違って証拠品リストによれば現金は 2 グルデン 6 バツェンのみであり、あとはエプロンや靴、胴着、襟といった衣類である。奉公人としては大金の 50 グルデンという数字を彼女が挙げたのは金銭の貯えへの願望であらうか<sup>(97)</sup>。

2 月 7 日にはさらに拷問を伴う尋問が行なわれている。内容はほぼ上記と同じである。彼女がコルマールで出会った筈の悪魔はそれ以前にハプスハイムの宿屋で紹介された悪魔

<sup>(96)</sup> AMC, FF 365, n°61.

<sup>(97)</sup> 1646 年のコルマールの奉公人の給金として年間 75 から 125 シリング（加えて衣類、短靴の支給）という数字が挙げられており、7 グルデンにも届かない。Auguste Hanauer, *Études économique sur l'Alsace ancienne et moderne. T. 2: Denrées et salaires*, Paris et Strasbourg 1878, p. 522.

と時系列的に一つにまとめられている。彼女は悪魔と偶然出会ったのではなく、婚礼の段取りを整えられた上で悪魔と結婚したのである。一時危篤状態だったパン屋のカタリーナはやや容態が落ち着いているものの、完全には回復していないという。

同日市長のモッグをはじめ5名の司法官の前で最終法廷が開かれた<sup>(98)</sup>。ここで被告カタリーナ・シオルコップの弁護を担当したのが当時37歳で1644年から参事会入りしていたアンドレアス・ザントヘルである<sup>(99)</sup>。カタリーナは既に悪魔に身を捧げたと自白しているわけだから、罪は免れない<sup>(100)</sup>。しかしその上で彼はカタリーナが既に若くはなく財産もないことでメランコリーに陥っており、宿屋の魔女が取り持った悪魔に慰めを見出した。メランコリーは狂気と同様に通常の刑罰ではなく例外的な取り扱いの対象と見るべきである。メランコリーに陥った者はしばしば荒天や雹をもたらしたと自白するが、それは妄想であり、実際になされたこととして刑罰を科するのではなく、例外的な処罰を与えるべきである。女の弱さからエヴァが誘惑されたように、そのエヴァの子孫はたやすく信じてしまったやすく身を落とすのである。女は男よりもろく、罪に陥りやすい。彼女は改悛しておりしかも既に12週間も獄中であってその罪を償っているから二重に処罰すべきではないとして、死刑ではなく温和な措置を懇願している。名前こそ挙げていないが女性の本来の弱さとメランコリーを減刑の理由として挙げる彼の弁護論にはヨハン・ヴァイアーの論理が色濃く滲み出ている。

蛇の誘惑に負けたエヴァというキリスト教的解釈の伝統に加え、近世には特に人文主義によるギリシア文献の紹介により新たな地平が加わった。法律実務の上では女は精神的、肉体的に弱い存在であることを理由にして姦通についても男性よりもその罪が軽減される傾向があった<sup>(101)</sup>。男性は自らの行為を制御できる意志の力を持ち、範を示さねばならないが、女性は外部の影響を受けやすい。ザントヘルは法律家ではないが、このような当時の支配的言説に即した法学的解釈にも沿っている。

彼の弁護論には中世以来連綿と続いてきた女性の性的欲望とその制御不能に対する警戒は見られない。カタリーナは女性の弱さにつけ込まれて悪用されただけなのだ。女性は完

<sup>(98)</sup> AMC, FF 365, n°73.

<sup>(99)</sup> Eugen Waldner, Ein Hexenprozeß, in: *Allerlei aus dem alten Colmar, Colmar 1894*, S. 14-22. ザントヘル家はシュヴェーベッシュ＝ハルで樽屋として営業しており、1526年にコルマルに移り住んできた。市のエリート家系として市政を司るようになり、政治家とともに商業にも重要な人物を輩出している。アンドレアスの父ニコラウスは市長を勤めている。Lucien Sittler, « Notice sur la famille Sandherr », *Annuaire de la société historique et littéraire de Colmar* 1 (1950), p. 57-65.

<sup>(100)</sup> ザントヘル自身もカタリーナの尋問に立ち会っているが、1649年12月3日と1650年1月23日だけで、あとは2月4日に被告本人に対し自白調書の確認を求める際、7人の立会人の一人として加わっている。つまり実際の拷問場面には居合わせていない。

<sup>(101)</sup> Koch, S. 73-93.

全に制御可能であると信じられている。知識人エリートのザントヘルはセバスティアン・ブラントが風刺したような女房の浮気を心配して見張る阿呆とは縁遠い<sup>(102)</sup>。信仰する者としての女性への積極的評価は、同時に異性という異種族の行動への一般的猜疑心を取り払い、家父長たる男性との関係を透明化した。ザントヘル自身は悪魔ではなく被告カタリーナについてのみ語っている。しかし逆に読めばここで彼の弁護が暗に浮かび上がらせているのは、妻の監督責任を負うべき良き夫 = 家父長の不在による不幸だったと言えるのではないか。

魔女裁判の通例の如く、弁護側の弁論は形式的なものに止まり、カタリーナは斬首の上で死体が火刑となった。

### 8-6 その後

カタリーナの運命は結婚に失敗した女のそれである。将来の生活に不安を抱いていた彼女は、そこにつけ込まれて最悪の男に引っ掛かってしまった。奉公女が結婚できないとすれば、将来の不安に備える唯一の頼みの綱は金銭でしかありえない。金銭の蓄えと管理に対する彼女の関心はそこにある。ところで悪魔とは本当は誰なのか。1月23日の自白でパン屋の娘を殺すようにしむけた悪魔は農民の格好をしていた。1月29日には悲嘆するカタリーナを農夫姿の悪魔が慰めてくれる。処刑当日の最終的な自白調書でこれらは取り持ち魔女が紹介する農夫姿の悪魔の物語にまとめられる。コルマルには農業関係のツンフトが3つあり、しかも30年戦争後の市の経済は地域市場への葡萄酒販売に大きく依存していたから、この場合の農夫は手工業者市民と互換性があると見ていいだろう<sup>(103)</sup>。しかし司法官団は農業ツンフト成員だけを単純に悪魔と重ね合わせて見ていたわけではない。

家父長的市民としての生活は手工業者の徳目である。そして結婚していることがその要諦であった。悪魔はこうした名誉ある市民像から逸脱した極みである。最大の徳目である誠実さを欠き、結婚の約束の品は偽物で、一度相手と肉体関係を結べば暴君として支配する。カタリーナにとって性行為は甘美な快樂の体験ではなかったのである。

カタリーナの処刑以降、コルマルでは当局による魔女迫害は起きていない。その後もなくなる市民の間での魔女中傷を当局は常に伝統的な外形的解決モデルで処理している。1657年に樽屋の妻ウルスラとその夫が5人を相手取って名誉毀損訴訟を起こしている。ウルスラが猫の姿になって職人の前に現われたという噂を広めたという理由である。ここ

<sup>(102)</sup> セバスティアン・ブラント『阿呆船』現代思潮社(上)1968年、116-125頁。

<sup>(103)</sup> Wallace, p. 51-53, 158.

で証拠集めは原告に委ねられている。5人はそれぞれ発言を否定したり他人からの伝聞だと言ったりして、なかなか噂の出所が掴めない。最終的に当局はこれの中傷だと認め、罰金を科して公的に謝罪し和解させるという従来からの名誉毀損の解決を行なった<sup>(104)</sup>。また1669年にも魔女中傷の名誉毀損の訴えで市は同じく原告側勝訴の判決を下している<sup>(105)</sup>。1661年にはドミニコ会の副管区長が説教壇の上からある女性を名指しで魔女だと決めつけるというスキャンダルが起こっているが、市は管区長にそうした発言を止めさせるよう要求し、改まらない場合は本人に市内での説教を禁止すると通告している<sup>(106)</sup>。

市の参事会、十三人会、そして司法官団は公平で理性的なお上として市政の運営に責任を持っていた。しかし同時にその中枢部は縁故によって結びついた「秤蔵」仲間でもあった。それはまた飲食を共にするツンフト仲間と地続きの性格を持っている。そこで彼らの紐帯になるのは名誉の感情である。その名誉とは他集団の排除であるとともに、抽象的ではなく常に可視的にそれを証明しておかねばならないものである<sup>(107)</sup>。上から下まで幅広い雑多な階層、雑多な職業の人々が市場や仕事場で空間を共有していた近世都市では、よそ者が目標に辿り着くには聞いて回って家と人と路地を一つ一つ順番につないでいかなければならない。こうした見通しのきかない市民生活のあり方は不透明な有機的世界であり、近代市民社会の理念とは明らかに異質である。古き帝国都市という市民の共同体意識は市壁の外に対してはもちろん、市内の様々な身分との差別化にも基づいた特権意識と表裏一体のものであった。そしてなおかつ互いの生活空間は開放的で雑多な人々の目にさらされ得た。そこでは生活共同体としての家の秩序も神との関係によって律せられるものというより現実生活の必要性に規定されている<sup>(108)</sup>。

コルマルの統治機構に参入できるのは主に商人と知識職業階層であり、17世紀初めからゆっくりとその生活スタイルを一般庶民のそれから区別されたものにしていった。宗派的には彼らはプロテスタントであり、教養ある上層市民として居住地区でも都市のエリートであった。中堅市民層はこうしたエリートに対して自分たちとの距離を感じつつもやはり都市共同体の中の同じ住民だという感覚を保ち続けていた。1606年の人参を使った自慰行為についての噂は中下層市民の間のこうした微妙な感情を背景に生まれてきたも

<sup>(104)</sup> AMC, BB 45 (1653-1659), p. 243-244; Xavier Mossmann, « Une femme décriée comme sorcière », *Mélanges alsatiques*, Colmar 1892, p. 169-171.

<sup>(105)</sup> AMC, BB 45 (1665-1673), p. 72.

<sup>(106)</sup> AMC, BB 46 (1658-1673), p. 312-314.

<sup>(107)</sup> リヒャルト・ファン・デュルメン『近世の文化と日常生活 2 一村と都市』鳥影社 263-291頁。

<sup>(108)</sup> 1650年までには日常生活になじんでしまった両宗派共存もこうした顔見知り同士の付き合いを維持するという市民生活の土台がその大きな要因であった。Wallace, p. 41.

のと言える。実際三十年戦争の頃までは確かに限定されていたとはいえ「秤蔵」仲間は完全に閉鎖的なものではなく、葡萄栽培業者、靴屋といった中堅手工業者にもまだ開かれていた。しかしその後市の指導層は完全な閉鎖的エリート階級を形成するようになってくる。統治機構の専門知識化と支配層の閉鎖化を押し進めたその中心人物こそカテリーナ・ショルコップの弁護に立ったアンドレアス・ザントヘルであった。共同体としての都市が既に幻想にしか過ぎないとしても支配エリートは毎年の誠実宣誓に可視化された市民の共同体意識をその権威の拠り所にしていた。1673年にフランス軍が町を占領し、ルイ14世により市壁の取り壊しが命じられ、市の支配層がこれを受け入れた時、パン屋、肉屋、粉屋、宿屋を中心とした手工業者は激昂して市長の職にあったザントヘルの自宅に雪崩れ込んで投石している<sup>(109)</sup>。シュトラスブルク大学で学んだルター派のザントヘルは、状況の変化に付いていけず了簡の狭い中下層市民とは別格のエリートとして市政を切り盛りしていた。フランスの圧力の前に古き帝国都市の特権を守れないと悟った彼は手工業者から見れば裏切り者であっただろう。

性を社会制度としての結婚の中に封じ込めようとした宗教改革の理念はコルマルでは徹底しなかった。一方ではエリートはプロテスタント的生活倫理によって自らを律するよう努めていたかもしれないが、もう一方では伝統的な手工業者的生活倫理を内面から改造させるには至らなかった。宗教改革期前後の記録ではあるがコルマルでは妻を殴ったり暴力を加えた夫がしばしば処罰されている。禁固、追放、宿屋への出入り禁止から行動を改める旨の誓約まで処罰の程度は様々であるが、市は家における男性の家父長的支配を前提にしながらも、度を過ぎた暴力には一定の歯止めをかけていた<sup>(110)</sup>。

## 9 おわりに

ローパーは悪魔との性的悦楽と情感を込めた関係について雄弁に語る被告について論じる中で、司法官は魔女の自白が真実だと自ら納得するために悪魔との性行為を詳しく聞き出すのが、自白が詳しくれば詳しいほど悪魔学の図式から外れてしまうという逆説を指摘している<sup>(111)</sup>。一方ステューヴンズは魔女の性交渉への理論家と司法官の並々ならぬ関心は、

<sup>(109)</sup> Wallace, p. 138. 144 n. 59; Julius Rathgeber (Hrsg.), Colmar und Ludwig XIV. (1645-1715), Stuttgart 1873, S. 22. 彼らの職業はカトリックが比較的多かった農業部門と密接に結びついたものであることに注意すべきであろう。

<sup>(110)</sup> AMC, FF 346, passim. (所蔵資料目録の解題による。原本は未見。)

<sup>(111)</sup> Roper, Witch Craze, p. 85.

それを通して悪魔の实在性が常に確証されねばならなかったことを論じている<sup>(112)</sup>。両者は問題へのアプローチこそ違え、宗教と信仰のあり方が現象の背後に潜んでいると見ている点では共通している。

人間は肉体のない悪霊と性交渉を持てるのか、また持ったとしてそこから子供が生まれるのかという神学的、悪魔学的問いはしかしアルザスの帝国都市では中心問題になっていないし、司法官はそもそも性愛の具体的場面を聞き出そうという熱意も薄い。個別的害悪魔術への関心の集中、サバトの描写の淡白さ、これらを併せて考えると、帝国都市の魔女観念の醒めた世俗的な様相が浮かび上がってくる。それには政治的安定と外交的均衡への配慮を宗派イデオロギーに優先せざるを得なかった十都市同盟諸都市の事情が大きく関わってしよう。そこでは性的な行動倫理が内面的に問われる事態は少なくとも前景化していない。宗教に裏打ちされた新しい内面的規律が妥当したのは上層市民の一部だけに限られていた。コルマールでは三十年戦争後も娼館は廃止されず、婚姻外性交渉にはシュトラスブルクのような峻厳な姿勢が見られない<sup>(113)</sup>。

性の悦楽は夫婦と言えどもできるだけ控えめにするのがよい。この教えは男性にとって性的欲動の自己制御を要求する。女性の放埒な性的欲望に対する不安はここに根を持っている。もっとも宗教改革以前には男性には様々なガス抜き装置が存在しており、半ば公認もされていた。その中で娼婦は不名誉ながらも位置を与えられていた。宗教改革はその抜け穴を塞ごうとしたのである。もう一つ神が婚姻に望むのは子をもうけて子孫を伝えることである。結婚して子をもうけ、家政を切り盛りするのが神の道にかなうと同時に世俗の女性の名誉でもある。近世社会の名誉はその多寡の比較・差別化を通じて機能している。名誉は不名誉があってはじめて名誉たりうる。だから古い手工業者の仲間組織と家族には経済的にだけでなく象徴的な意味でもその周辺に未婚、非婚の人々の群れが必要であった。帝国都市の特に寡婦や独身の魔女はその多くが悪魔と「結婚」したのであって、神の望む貞節を破り放縦の限りを尽くして神と地上の秩序を壊そうとしたのではない。男性の支配秩序に反逆する女性でもない。自白調書に性的不能、つまり生殖力を奪う魔術がほとんど登場しないことは帝国都市の魔女が世俗の婚姻秩序の側にいたことを物語る。彼女らは結婚によって主婦として名誉ある地位を手に入れることを夢見ていたかもしれない。しかし

<sup>(112)</sup> Walter Stephens, *Demon Lovers: Witchcraft, Sex, and the Crisis of Belief*, Chicago/London 2002, pp. 17-18.

<sup>(113)</sup> *De la prostitution en Alsace*, p. 77; Vgl. Michael Schröter, *Staatsbildung und Triebkontrolle: Zur gesellschaftlichen Regulierung des Sexualverhaltens vom 13. bis 16. Jahrhundert*, in: Peter Gleichmann, Johan Goudsblom und Hermann Korte (Hrsg.), *Macht und Zivilisation: Materialien zu Norbert Elias' Zivilisationstheorie 2*, S. 148-192.

彼女らには男を見る目がなかったのだ。アルザス帝国都市の魔女裁判における魔女と悪魔との関係は婚姻のメタファーである。優しく言い寄りながらも結婚に不実な男、そして結婚後は暴力を振るう夫、これらはしばしば現実社会でも見られた光景であろう<sup>(114)</sup>。こうした度を外した男は監督責任と権力を濫用する者であり家長としてふさわしくない。家長たる男は理性的に自己統御ができねばならず、節度をもってその権力を行使すべしと考えられていたのである。

コルマールの司法官は魔女裁判を第一義的には害悪魔術の刑事事件として刑事裁判の枠内で処理しようとしている。そのために説明可能な範囲は徹底解明しようとするが、しかしそれを越えた超常的世界の解釈には立ち入らないし、彼らは本来的にそうした主題に関心があったわけではない。しかし噂があり、証言があり、医者の見立てがある以上、カタリーナは魔女として裁かれねばならなかった。そのためには魔女犯罪特有の筋書きが必要である。カタリーナが刑事事件としての主要な嫌疑であった害悪魔術を自白した後も執拗に続いたその後の尋問は、整合的な魔女の物語を紡ぎ出すためのものだったと言える。悪魔の力を借りた刑事事件として始まったカタリーナの魔女裁判は、悪魔学の枠組みを利用する限り性愛の問題を扱わざるを得なかった。悪魔と男女関係を持つというのが悪魔学の公式だからだ。しかし彼らは婚姻秩序の枠組みで被告の自白を整序しようとしている。それは単なる裁く側の創作を超えてカタリーナの実体験、そうでなければ彼女の願望が折り混ざったものであつただろう。そこには当時の現実社会における性と婚姻に対する観念が屈折した形で顔を覗かせている。性的欲動の自己制御と他者からの評価に不安を抱えながら婚姻秩序を守ろうとする男の司法官と経済的にも名誉の上でも結婚願望のある女と、両者の合作として自白調書は成立した。

悪魔の花嫁としての魔女は決して異界の存在と結婚したわけではなかった。魔女は人間の男、その内面に潜むある部分と結婚したのではないか。カタリーナの悪魔は当時の上層身分を彷彿とさせるような黒い服を着た立派な紳士ではなく農夫の姿をしている。だから司法官はそれは自分ではないと安んじて尋問を続けることができただろう。しかしその悪魔を追放せずに生かしているのは誰なのか。コルマールではプロテスタンティズムによる神政政治はもちろんのこと、徹底した風紀取締りも実現はしなかった。取り持ち女への処罰は逆にそれを根絶できなかったことを意味している。都市内平和の維持をこそ最優先課題とする都市当局は、生活倫理についてはツンフト規制という手工業者の自律的行動規範

<sup>(114)</sup> シモンは子供を抱いた妻に火縄銃を向ける夫をはじめ、幾つもの家庭内暴力の事例について報告している。Simon, p. 316.



に任せていた。その手工業者倫理とエリートは地続きでもある。エリートの権力基盤自体が手工業者の共同体意識の上に成り立っているのである。そこでは外面的に誇示すべきものとしての名誉こそが社会生活の財産であり、それは神との関係における内面的生活倫理と表面的に整合していたとしても同一のものではない。家父長の下にある平和領域としての家には神でさえも口出しできない。コルマルはこうした体制と心性を温存させていた。市内の融和を旨とするエリートの均衡政策によって市の平和は保たれてきた。しかし逆に言えばその中途半端さが悪魔を追放しきれないという結果を生んでいないか。カタリーナの悪魔は禁止と規律の隙間を縫って市内に潜んでいたのではないか。

略号一覧：

AMC : Les Archives Municipales de la ville de Colmar

AMM : Les Archives Municipales de la ville de Munster

AMS : Les Archives Municipales de la ville de Sélestat

ADHR : Les Archives Départementales du Haut-Rhin

BMC : La Bibliothèque Municipale de la ville de Colmar

FFAD : Fürstlich-Fürstenbergisches Archiv Donaueschingen